

差額地代第二形態論における穀価形成の 「平均原理」と「限界原理」

——大内教授の所説に対する批判——

高 島 永 幹

On the Average and Marginal Determination of Grain Price in the Second Form of Differential Rent

NAGAYOSHI TAKASHIMA

——目 次——

- I. 問題——大内氏の主張と論拠
- II. マルクスは差額地代Ⅱの成立を「限界原理」によるとみているか
- III. マイナス利潤を生ずる追加資本は投下されないか
- IV. 穀価の「限界原理」による決定は「土地所有の法則」によらずに「資本の法則」によるのか
- V. 穀価の「平均原理」による決定では「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなるか
- VI. む す び

I. 問題——大内氏の主張と論拠

大内氏方は、その著書『地代と土地所有¹⁾』の「差額地代第二形態について」と題する第3章において、差額地代Ⅱにかんし、つぎのような2つのあい関連する見解を結論的に表明されている。

- (1) 差額地代Ⅱは「収穫逓減」の場合だけに成立し、「収穫不変」や「収穫逓増」の場合には成立しない。したがって、「収穫不変」や「収穫逓増」のもとでも、差額地代Ⅱが形成されるとするマルクスおよびエンゲルスの見解はいずれも誤りである。
- (2) 差額地代Ⅱをもたらす土地生産物の市場調整的価格を規制するものは、最終・最劣等の投資の個別的生産価格（以下、市場調整的価格のこのような規制のしかたを「限界原理」と略称する——高島）であって、最劣等地における諸投資の個別的な平均生産価格（以下、市場調整的価格のこのような規制のしかたを「平均原理」と略称する——高島）ではない。したがって、差額地代Ⅱにかんする表のシステムとしては、最終・最劣等の投資が単独に平均利潤

を要求するものと原則的に解する「マルクスの方式」が正しく、諸投資がつねに全体的に平均利潤を確保するものと解する「エンゲルスの方式」は誤っている。

この2つの結論的見解のうち、第1の見解については、わたくしは、すでに本誌前号所載の拙稿²⁾において、それが氏の独断的偏見にもとづく謬論であること、すなわち、氏の見解は、差額地代Ⅱを迷信的な、いわゆる「収穫逓減の法則」と結びつけてしか理解できないリカード地代論の再版にはかならず、差額地代Ⅱの成立、つまり、これをもたらす市場調整的価格の決定は、「収穫」の「逓減」・「不変」・「逓増」のいかんとなら関係のないことを知らない謬見であることを詳細に論証したのである。

そこで、わたくしは、ひきつづき、氏の第2の見解について検討しなければならないのであって、これを試みたのが本稿である。したがって、本稿は、差額地代Ⅱにかんする大内氏の所説にたいする批判の前稿の続論である。前稿と併読されることを希望する。

問題は、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格はいかなる「原理」にもとづいて決定されるかである。

大内氏がこの問題を取りあげて究明にあられたのは、はやくから地代論研究者のあいだに、差額地代Ⅱをめぐる本質的に重要な問題として、『資本論』第3巻第41章および第42章をつうじてのマルクスの表のシステムと、それを補足・整理したという第43章のエンゲルスの表のシステムとのあいだには「矛盾」がありはしないかと指摘されていたからである。そして、氏は、この「矛盾」の解明にたちむかわれて、われわれがうえにみ

たように、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定は「平均原理」によらず、「限界原理」によるという結論をだされたのであるが、この結論をひきだすにいたる氏の主要な「論拠」を、わたくしなりに整理・要約してみれば、おおよそつぎの4点として示すことができる。

- (1) 差額地代Ⅱの成立について、エンゲルスは「平均原理」によると解しているのに反して、マルクスはむしろ「限界原理」によると考えている。
- (2) 生産性の低下する追加資本が投下される場合、それ自体としてマイナス利潤を生ずるような投下は行なわれるはずがない。
- (3) 差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格が「限界原理」にしたがって決定されるのは、マルクスのみるように「土地所有の法則」によるのではなく、「資本の法則」そのものによる。つまり、土地所有が存在しなくても、それ自体として平均利潤を生まないような追加資本は、資本の本性として投下されるわけがない。
- (4) 差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格がエンゲルスのように「平均原理」によって決定されるというなら、マルクスの書いた、『資本論』第3巻第44章の「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できず、また、市場調整的価格がマルクスのように「限界原理」によって決定されるというなら、エンゲルスの補足した第43章の「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」は理解できなくなる。

大内氏の主張の「論拠」は、以上の4点につきるわけではない。これらのほか、つぎの諸点もあわせて指摘されている。

- (a) 農業の生産においては土地の自然的制限性のために、同じ土地に、通減する生産性をもつ追加資本を投下することを余儀なくされる。そして、こうしたかたちで、資本の運動が制約されるからこそ、追加投資はたがいに区別・分離されるものとなり、それ自体として単独に平均利潤を要求するものとなる。
- (b) 土地にたいして継起的に投下される諸資本の生産性をたんに平均的にとらえるだけならば、差額地代Ⅰの成立は考えられてもⅡの形成は考えられない。けだし、こうしたとらえかたでは、地代は「資本の差」としてではなく、もっぱら土地種類のあいだの「豊度の差」として形成されるとみられるからである。

この(a)および(b)の論拠は、ある意味においては、まえの(1)～(4)以上に、差額地代Ⅱの本質に

かかわる重大な問題点であるといえる。しかし、これらの論拠については、前号の拙稿において詳細な論評³⁾を試みているので、ここに、ふたたび取りあげることはやめにする。

したがって、本稿においては、以下、もっぱら前記4つの「論拠」に限って、順次、その当否を検討しよう。

なお、この検討にさきだち、批判の視点を明らかにしておくことは、これから述べていく拙論の理解に役だつと思うので、問題にかんする私見を結論的に示せば、わたくしは、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定は、大内氏の主張とは異なり、一般に、「限界原理」によるのではなく、「平均原理」によるのであり、しかも、この点、マルクスとエンゲルスとのあいだには基本的に見解の相違はないと考えるものである。

註. 1) 大内力著『地代と土地所有』、昭和33年10月、東京大学出版会刊。

2) 拙稿、「差額地代第二形態といわゆる『収穫通減の法則』——大内教授の所説に対する批判——」、『茨城大学農学部学術報告』第12号、昭和39年10月刊、所載。

3) 差額地代Ⅱは「収穫通減」の場合だけに成立し、「収穫不変」や「収穫通増」の場合には成立しないという大内氏の謬見を批判した上掲拙稿において、わたくしは、「収穫通減」・「収穫通増」のいずれの場合においても、同一の土地における継起的諸投資の「差等のある諸結果」は、たとえ現実的には「区別」困難であっても、抽象的理論の場では「区別」可能であると考えてよいと主張し、その限りで、「収穫通減」の場合はもちろん、「収穫通増」の場合でも、「最末端の最終投資」だけは、それ自身単独に全投資のなかから切り離して引きあげることができるという見解をとった。しかし、考えてみると、ひとたび投下された諸資本はすべて一体化して相互に「区別」することはできなくなっているとみられるから、抽象的理論の場で、その一部の資本を全体から切り離して引きあげることができるとしても、この引きあげ可能な資本が、果たして、最初の投資のものであるか、あるいは最終の投資のものであるかの「区別」をつけることはもはや不可能であるといわねばならない。したがって、ここに、いいうことは、投資全体のなかから、その一部の資本が分離・引きあげられるということだけであって、この分離・引きあげ可能な資本を、前稿のように、

「最末端の最終投資」に限るというのは正しくないであろう。この機会に私見を訂正しておきたい。

II. マルクスは差額地代 II の成立を「限界原理」によるとみているか

われわれは、大内氏の主張の批判を、まず、その第1の「論拠」、マルクスは、エンゲルスと異なって、差額地代IIの成立を「平均原理」ではなく、「限界原理」によるとみているという論点の検討からはじめよう。

大内氏は、われわれがまえに述べたところから明らかのように、差額地代IIにかんする表のシステムとして、「限界原理」にもとづくものを「マルクスの方式」、「平均原理」にもとづくものを「エンゲルスの方式」と呼んで両者を区別し、このうち後者は誤りで前者が正しいと主張されている。

だが、果たして、氏の解するように、差額地代IIの成立にあたって、エンゲルスはつねに「平均原理」をとっているのに、マルクスはこれをとっていないといいうるであろうか。いいかえれば、氏のように、問題にかんし両方式を機械的に峻別し、「限界原理」によるものは「マルクスの方式」で、一方、「平均原理」によるものは「エンゲルスの方式」であると決めつけてよいものであろうか。

なるほど、『資本論』において、マルクスによって作られている差額地代IIの諸表と、エンゲルスによって作られている同じ差額地代IIの諸表とを対比すれば、表のシステムとして、一見、たがいに相違があるように思われる。そして、この相違は、また一般には、『資本論』第3巻の成立事情と関係があるように考えられている。

周知のように、『資本論』第3巻はマルクスの遺稿にもとづいて、エンゲルスが編集・刊行したものである。ところで、このうち「地代」にかんする第6篇は、エン

ゲルスによれば、「利子生み資本」にかんする第5篇にくらべて、「はるかに完全に仕上げられていたが、けっして秩序立っていなかった¹⁾」し、ことに、「差額地代IIのところの表と、第43章では、ここで取扱われるべき差額地代IIの第3例がまったく研究されていないのを発見した²⁾」ために、「もっとも骨が折れる³⁾」部分になったということである。そこで、エンゲルスは、第6篇の第40章から第44章にいたる諸章として、差額地代IIをまとめるにあたって、マルクスによって作成された諸表を仔細に検討するとともに、表題のみあって内容の叙述を欠いた第43章の第3例をみずから筆を執って補足しなければならず、さらに、同章において、差額地代IIにかんするマルクスの諸表の研究から帰結されてくる一般的結論や、この結論に明確な基礎を与えるために必要な新しい一連の諸表をみずからの手でしあげなければならなかった。もちろん、エンゲルスのこの補足と整理は、マルクスの草稿はみだりに改変すべきではないという見地から、必要最少限度にとどめられることになったが、しかし、マルクスの叙述が印刷のための最終原稿としてねりあげられていないために、誤解をおそれて、やむなく注記を必要とした箇所⁴⁾もなくはなかった。そして、こうした事情が、差額地代IIにかんするマルクスおよびエンゲルスの『資本論』における説明をいちじるしく難解なものにしたばかりでなく、また、多くのひとに、マルクスとエンゲルスとのあいだには差額地代IIについての基本的見解とその方式に相違があるというみかたを生ぜしめる一原因となっているのである。

ところで、差額地代IIにかんするマルクスとエンゲルスとのあいだの見解の相違という問題は、上述のように、具体的には、第41章および第42章をつうじてのマルクスの表のシステムと、これを整理した第43章のエンゲルスの表のシステムとのあいだの「矛盾」というかたちで提起されているのである。

第1表：『資本論』第43章のエンゲルスの表 11.

土地種類	生産費 (シリング)	生産物 (プッシュェル)	販売価格 (シリング)	取益 (シリング)	地代 (シリング)
A	60	10	6	60	0
B	60	10	6	72	12
C	60	10	6	84	24
D	60	10	6	96	36
E	60	10	6	108	48

表註. 1) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, Dietz Verlag, S. 767, 邦訳『資本論』第3巻, 青木文庫版(12) p. 1011, 岩波文庫版(11), p. 176.

2) 原表にある地代増加の欄ははぶいた。

第2表：『資本論』第43章のエンゲルスの表13.

土地種類	生産費 (シリング)	生産物 (ブッシェル)	販売価格 (シリング)	収益 (シリング)	地代 (シリング)
A	60	10	6	60	0
B	60+60=120	12+8=20	6	120	0
C	60+60=120	14+9 $\frac{1}{3}$ =23 $\frac{1}{3}$	6	140	20
D	60+60=120	16+10 $\frac{2}{3}$ =26 $\frac{2}{3}$	6	160	40
E	60+60=120	18+12=30	6	180	60

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 768, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 1012, 岩波文庫版(11), p. 177~8.
2) 原表にある地代増加の欄ははぶいた。

そこで、まず、エンゲルスのシステムといわれるものをみれば、これは、たとえば、第2表のごとくである。この表は、エンゲルスが、第43章の「結論」のなかで、これまでのマルクスの諸表にかわるものとして新たに作成した14の表のうちの1つであって、第1表を出発点とし、さらにA地を除く各優等地にそれぞれ生産性の低下する第2次投資が行なわれても、市場調整的価格はもとどおり不変である(ただし、B地は無地代地となる)という場合である。

このエンゲルス作成の第2表において、最劣等の生産性を示す投資は、いうまでもなく、B地の第2次投資である。しかるに、市場調整的価格は、この最劣等の投資の個別的生産価格によっては決定されず、これより生産性のより高いA地の投資の個別的生産価格によって決定されている。すなわち、エンゲルスは、この場合、市場調整的価格の決定を「限界原理」によるものとはせず、むしろ、「平均原理」によるものとしている。

このように、エンゲルスが、市場調整的価格の決定を「平均原理」によるとみている例は、上掲第2表の場合だけではなく、ほかにもある。第2表、すなわち、第43章のエンゲルスの表13につづく彼の表14⁵⁾や、表17⁶⁾や、表20⁷⁾は、ここに煩雑をさけて表そのものは引用

しないが、いずれもその事例である。

また、同じ第43章の「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」は、さきにも述べたように、マルクスによって表題だけが与えられ、内容はもっぱらエンゲルスによって書きたされたものであるが、ここでエンゲルスが、マルクスのまゝに用いたと同じ数字を使って作成している7つの表も、「平均原理」によるとみられる事例である。いま、このうちの1表を第3表として引用しよう。

この第3表は、A、B、C、Dの各等級地に生産性の低下する第2次投資が行なわれて市場調整的価格が上騰する場合である。この場合、エンゲルスは、上騰する市場調整的価格は最劣等の投資であるA地の第2次投資の個別的生産価格によって決定されるものとはみず、A地の第1次投資と第2次投資とを合わせた資本全体の平均生産価格によって決定されるものとみている。すなわち、ここでもエンゲルスは、「限界原理」ではなくて、「平均原理」によって、差額地代Ⅱが成立すると考えているようである。

ところで、大内氏は、エンゲルスの作成する以上の諸表例をみて、エンゲルスにおいて、「ひとつの土地に投下された諸資本の平均によって個別的生産価格がきま

第3表：『資本論』第43章のエンゲルスの表9.

土地種類	エーカー	資本 (ポンド)	生産費 (ポンド)	生産物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	収益 (ポンド)	地代 (ポンド)
A	1	2 $\frac{1}{2}$ +2 $\frac{1}{2}$ =5	6	1+ $\frac{1}{2}$ =1 $\frac{1}{2}$	4	6	0
B	1	2 $\frac{1}{2}$ +2 $\frac{1}{2}$ =5	6	2+1=3	4	12	6
C	1	2 $\frac{1}{2}$ +2 $\frac{1}{2}$ =5	6	3+1 $\frac{1}{2}$ =4 $\frac{1}{2}$	4	18	12
D	1	2 $\frac{1}{2}$ +2 $\frac{1}{2}$ =5	6	4+2=6	4	24	18
合計		20		15		60	36

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 762, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 1004, 岩波文庫版(11), p. 167.
2) 原表にある利潤、穀物地代および地代率の欄ははぶいた。

り、そのうちの最大のものが市場価格を規制するという考え方がうちたてられていること⁸⁾は、これで十分、「明らかになった⁹⁾」とされている。すなわち、差額地代Ⅱの成立において、エンゲルスは、市場調整的価格の決定をつねに「平均原理」によると考えているというのである。

だが、同時に、大内氏は、このエンゲルスの基本的考えかたは、じつは、マルクスのそれに対する「本質な改変¹⁰⁾」であるとみられている。というのは、差額地代Ⅱにかんするマルクスの基本的見解は、エンゲルスとは異なっていて、「生産性のもっとも低い投資が単独で生産価格を要求し、それが市場価格を規制する¹¹⁾」ところにある、つまり、マルクスは、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格の決定を基本的には「平均原理」によるのではなくて、むしろ「限界原理」によると考えていると解されるからである。

では、氏が、マルクスは「限界原理」にもとづいて差額地代Ⅱの成立を考えているとされる典拠はどこにあるのか。

この典拠のうち、氏によって積極的なものと考えられているのは、主として次の3つの箇所である。

まず、第1の箇所は、マルクスが、第40章のなかで、差額地代Ⅱをもっとも抽象的なかたちで——超過利潤の形成だけを考慮して、まだ、その地代への転化の条件にはかかわらないとして——考察するにあたって述べた以下の文章である。

「各 $2\frac{1}{2}$ ポンドという独立の諸資本のかたちで、相異なる借地農業者により4種類の土地のA, B, C, D各1エーカーに投下されている[合計]10ポンドという同じ資本が、そうはされないで、Dの同じ1エーカーに継起的に投下され、したがって第1次投資は4クォーター、第2次投資は3クォーター、第3次投資は2クォーター、最後の投資は1クォ-

ターを生じたとすれば(これと逆の順序でもよい)、もっとも生産的でない資本部分によって提供されるこの1クォーターの価格3ポンドは、なんらの差額地代ももたらさないで、生産価格3ポンドの小麦の供給がなお必要とされる限り、生産価格を規定するであろう。そして、前提によれば資本家的に生産されるのであるから、つまり、3ポンドという価格は $2\frac{1}{2}$ ポンドの資本が一般的にもたらす平均利潤を含んでいるのだから、各 $2\frac{1}{2}$ ポンドの他の3つの部分は、この生産物の差額に応じて超過利潤をもたらすであろう。なぜなら、この生産物はその生産価格で売られるのではなく、もっとも不生産的な投資である $2\frac{1}{2}$ ポンドの、すなわち、なんらの地代ももたらさず、その生産物の価格は生産価格の一般的法則によって調整されている[投資]の生産価格で売られるからである。¹²⁾」

そして、大内氏は、このマルクスの叙述に依拠して、マルクスが、「継的に投下される諸資本のうち、もっとも生産性の低いものが単独で市場価格を規制し、したがって生産性のより高い資本には超過利潤が生ずると考えている¹³⁾」ことは「明らか¹⁴⁾」であると論定されている。

つぎに、第2の箇所は、マルクスが、第41章「差額地代Ⅱ——第1例、生産価格が不変な場合」において掲げている第4表の場合である。

この第4表は、最劣等地A以外の各等級地に、生産性の低下する第2次資本が投下されながら、その低下率は資本の増大率におよばず、しかもA地の投資の個別的生産価格はいぜんとして市場価格を規制するという想定のもとに作られている。したがって、ここでは、B, C, D各地の第2次投資のうちで、もっとも生産性の低いのはB地のそれであるが、しかし、それは、なおA地の投資の生産性よりは高くなっていて、このため、超過利潤

第4表：『資本論』第41章のマルクスの表3。

土地種類	エーカー	資本 (ポンド)	生産費 (ポンド)	生産物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	収益 (ポンド)	地代 (ポンド)
A	1	$2\frac{1}{2}$	3	1	3	3	0
B	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}=5$	6	$2+1\frac{1}{2}=3\frac{1}{2}$	3	$10\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$
C	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}=5$	6	$3+2=5$	3	15	9
D	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}=5$	6	$4+3\frac{1}{2}=7\frac{1}{2}$	3	$20\frac{1}{2}$	$16\frac{1}{2}$
合計		$17\frac{1}{2}$	21	17		51	30

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 738, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 969, 岩波文庫版(11), p. 126.

2) 原表にある利潤、穀物地代および超過利潤率の欄はふいた。

第5表：『資本論』第44章のマルクスのあとの表

土地種類	エーカー	生産費 (ポンド)	生産物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	地代 (ポンド)
A	1	3	1	3½	½
B	1	9½	4½	3½	6¼
C	1	6	5½	3½	13¼
D	1	6	7½	3½	20¼
合計	4	24½	18½		40¼

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 788, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 1044, 岩波文庫版(11), p. 217.

2) 原表にある貨幣収益および穀物地代の欄ははぶいた。

を収めることになっている。

ところで、この第4表に対応するエンゲルスの表、すなわち、第43章のエンゲルスの表¹⁴⁾をみると、ここでは、B地の第2次投資の生産性はA地のそれより低く、最劣等の投資ということになっている。だが、市場調整的価格は、この最劣等の投資の個別的生産価格によっては決定されていないのである。

そこで、大内氏は、マルクスがエンゲルスと異なって、第4表を、B地の第2次投資の生産性はA地の投資のそれより高いというかたちで作ったのは、そもそも彼が、差額地代Ⅱの形成は一般に「限界原理」にもとづくと考えている証拠である、すなわち、「マルクスの差額地代Ⅱにおける表は、収穫逡減のばあいにも、ほぼ、最終投資が単独で平均利潤ないしそれ以上のものをえるようにつくられている¹⁶⁾」のであって、この第4表の場合は、まさに、その代表的事例であるといわれている。

さらに、第3の箇所は、第44章「最劣等地上にも生ずる差額地代」においてマルクスの作成掲記している第5表の場合である。

この表においては、はじめ6ポンドの生産費(平均利潤を含む)をもって3½クォーターを生産していたB地に、さらに、3½ポンドの生産費を追加することによって1クォーターの増産が行なわれたが、そのとき市場調整的価格はこの最終・最劣等の投資による1クォーターあたり3½ポンドの個別的生産価格によって規制され、このため最劣等地Aにも差額地代が発生すると考えられている。

そして、大内氏は、市場調整的価格が最終・最劣等の投資の個別的生産価格によって規制されるとされる、この第5表の場合において、差額地代Ⅱの形成にかんするマルクスの基本的見解、つまり、「最終投資が単独で平均利潤を要求するという考え方¹⁷⁾」が「もっとも端的に示めされている¹⁸⁾」とみられている。

さて、大内氏の指摘される以上3つの箇所は、果たして氏の解されるように、マルクスが差額地代Ⅱの形成にかんする基本的考えかたとして「平均原理」でなくて「限界原理」をとっていると断定しうる論拠になるであろうか。以下、これを、順次、検討しよう。

まず、大内氏のあげる第1の箇所についていえば、ここでは、D地の同じ1エーカーの土地に生産性の逡減する各2½ポンドの資本が継起的に投下され、そのもっとも生産性の低い最終の資本部分の個別的生産価格1クォーター3ポンドによって一般的生産価格が規定されることになっているが、この場合、われわれの忘れてならないことは、「生産価格3ポンドの小麦の供給がなお必要とされる限り」という「前提」がつけられていることである。この「前提」は、言葉をかえていえば、資本の続投——生産性の逡減する——によって生産が増加しても、増大する需要を過不足なくみだすためには、なお、1クォーターを3ポンドの生産費(平均利潤を含む)で生産する最劣等の投資を必要不可欠としていることを示すものであって、この「前提」にたつ限り、問題の場合マルクスのいうように、一般的生産価格が最終・最劣等の投資の個別的生産価格に一致して規定されるということは、むしろ当然といわなければならない。

また、マルクスは、そこで、「これと逆の順序でもよい」、つまり、生産性の逡減する継起的投資の場合でなくて、これとは反対に生産性の逡増する継起的投資の場合であっても、一般的生産価格は最劣等の投資の個別的生産価格に一致して規定されると解しているが、このマルクスの理解も、上記「前提」が設けられているという事実を照らして、はじめてわれわれに納得のゆくことがらである。「この前提」なしには、そもそも「これと逆の順序でもよい」という理解はけっしてでてこないはずである。なぜなら、もし、この「前提」がなければ、D地の第1次投資による4クォーターの生産によって、はやくも需

要がみたされ、第2次以下の諸投資を不要とするかも知れないし、反対に、この「前提」があれば、需要の増大に応じて第2次以下の諸投資があいついで行なわれても、必要な供給を確保するためには、1クオーターを3ポンドの生産費で生産する第4次投資を不可欠とするがゆえに、一般的生産価格は、この最終・最劣等の投資の個別的生産価格に一致して規定されるということにならざるをえないからである。

要するに、同一の土地に対して諸資本が継起的に投下される場合、それが収穫逦減的投資であれ、収穫逦増的投資であれ、いずれにしても、市場調整的価格が「平均原理」的に決まらずに、「限界原理」的に決定されるのは、もっぱら、この市場調整的価格をその水準で決定すべき最劣等の投資が需要を過不足なくみとすために必要不可欠であると「前提」される限りにおいてである。それゆえ、この「前提」を欠くところでは、市場調整的価格はけっして「限界原理」的には決定されない。決定されないのみか、収穫逦減的投資の場合であろうと、また反対に収穫逦増的投資の場合であろうと、この「前提」なしには、ほんらい、市場調整的価格が、一定の水準、たとえば1クオーター3ポンドの水準で現われることさえ不可能なのである。いま、仮りに、収穫逦減的投資の場合を考えると、その「前提」を欠くとすれば、市場調整的価格はどのように決定されるとみるべきか。おそらく、まず第1次投資による4クオーターの生産物は需要を過不足なくみとすものと仮定し、その仮定のもとで、このときの市場調整的価格はこの4クオーターの生産物の個別的生産価格 $\frac{3}{4}$ ポンドによって決定されるとみるほかあるまい。だが、つぎの第2次投資が行なわれるとすればどうなるか。このときの市場調整的価格が、仮りに「限界原理」的に決定されるものとするならば、この価格の決定は、やはり、第2次投資による3クオーターの追加生産がその後の需要の増大を過不足なくみとすという想定のもとで行なわれるべきものであろう。すなわち、その想定のもとで、はじめて市場調整的価格は、こんどは、第2次投資の個別的生産価格1クオーター1ポンドによって決定されるということになる。こうして、増大する需要に応じて、しだいに継起的投資が進み、市場調整的価格がそのつど最終・最劣等の投資の個別的生産価格によって決まるとしても、うえにみるような「前提」が設けられない限り、その継起的投資はどこまでも続き、したがって市場調整的価格もどこまでも上騰して、それが1クオーター3ポンドという一定の水準をもって現われるということはどういふ不可能なのである。

さて、われわれは、問題の箇所において市場調整的価格が「限界原理」にしたがって決定されるとされているのは、それ相当の「前提」が設けられているからだということを明らかにしたが、それでは、マルクスは、差額地代Ⅱをもたらず市場調整的価格の一般的決定について、つねに、そうした「前提」を設けているからであろうか。これにたいして、わたくしは否といわなければならない。マルクスは、一般的には、そうした「前提」なしに、差額地代Ⅱの成立を論じているのであって、そうである限り、この問題の箇所は、やはり、差額地代Ⅱの形成にかんする市場調整的価格決定の一般の場合でなくて、むしろ特殊の場合とみるべきであろう。したがってわれわれは、こうした特殊の場合をもって、一般の場合とみる大内氏の見解、すなわち、問題の箇所をもって、マルクスの差額地代Ⅱにかんする基本的考えかたが「限界原理」にあることを示すとす大内氏の見解には賛成できないのである。

つぎに、大内氏のあげる第2の箇所についていえば、第4表は、なるほど、氏のいわれるように、これに対応するエンゲルスの表14と異なって、B地の第2次投資の生産性は市場調整的A地投資のそれより高くなっている。しかし、だからといって、このことは、マルクスがエンゲルスと違って、差額地代Ⅱの成立を一般に「限界原理」によると考えていたという証拠にはならないであろう。けだし、第4表において、A地は市場調整的A地最劣等地であるとはいえ、そこでは第2次投資が行なわれていないため、差額地代Ⅱをもたらず市場調整的価格の決定がほんらい「限界原理」によるべきものか、それとも「平均原理」によるべきものかについてのマルクスの基本的考えかたを、この表から読みとることはできないからである。

一方、エンゲルスの表14は、あとで述べるように、多くのひとに疑問をいだかせているとはいえ、「平均原理」にもとづいて作成されていることはたしかである。この表における最劣等の投資はB地の第2次投資であるが、これによっては市場調整的価格は決定されていないからである。ところで、マルクスがエンゲルスと異なって「平均原理」ではなくて「限界原理」をとるべく、第4表を、エンゲルスの表14のように作成しなかったというならば、われわれは、マルクスがエンゲルスの表14におくれて第4表を作成したのではなく、むしろ、その逆であったといわなければならない。エンゲルスは、あくまでも、マルクスの第4表の考えかたに則し、さらにこれをいっそう明確にするために、表14を作成しているのであって、両表のあいだに、B地の第2次投資の生

産性がA地の投資のそれより高いか低いかの違いはあっても、それは、のちに明らかにするように、けっして両表のあいだの本質的差異を示すものではないのである。

さらに、大内氏のあげる第3の箇所についていえば、第5表は、たしかに氏のいうように、最劣等の投資がそれ自身単独に平均利潤を取めるようになっていく。だが、この場合に市場調整的価格が「限界原理」によって決定されていることをもって、それが、そのまま、ただちに、差額地代Ⅱの形成にかんするマルクスの基本的考えかたを示すものとみてよいだろうか。

われわれは、ここにふたたび、まえの第1の箇所の検討のさいに明らかにした「前提」——差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格が「限界原理」にもとづいて決定されるために必要とされた「前提」のことを想起しなければならない。ところで、この同じ「前提」が、じつは、第5表の場合にも、明らかに想定されている。すなわち、この場合、B地に $3\frac{1}{2}$ ポンドの生産費(平均利潤を含む)を追加投下して、これによって1クオーターの増加生産をあげることは、増大する需要を過不足なくみとすために必要不可欠であると「前提」され、しかも、この「前提」のもとに、はじめて、市場調整的価格は、その最劣等の追加投資の個別的生産価格1クォーター $3\frac{1}{2}$ ポンドに一致して決定するとされているのである。

このように、第5表における市場調整的価格の「限界原理」にもとづく決定が、第1の箇所の場合とまったく同じ「前提」のもとになされている以上、その決定は、差額地代Ⅱの形成にかんする一般的条件にもとづく決定ではなくて、やはり特殊の条件にもとづく決定とみるべきである。したがって、この特殊の条件にもとづく「限界原理」的決定をもって、一般的条件にもとづく決定と誤断することは許されない。いいかえれば、第5表において、市場調整的価格が「限界原理」によって決定されていても、これをもって、大内氏の解するように、マルクスの差額地代Ⅱの形成にかんする一般的考えかたがそ

うであるとは断定しえないのである。なぜなら、第5表は、差額地代Ⅱの形成についての一般的規定によるものではなくて、むしろ、その特殊の規定によるものだからである。

以上のように、大内氏のあげる3つの箇所は、いずれも、これをもって、差額地代Ⅱにかんするマルクスの基本的見解が「限界原理」にあると論断するにたる証拠となるものではない。じつは、マルクスは、大内氏の理解と異なって、『資本論』の各所において、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定は、一般に、「限界原理」によるのではなくて、むしろ「平均原理」によることを示している。以下、このうち2つの事例だけを表によってうかがってみよう。

まず、第42章「差額地代Ⅱ——第2例、生産価格が低落する場合」において、マルクスの作成・掲記する第6表をみよ。

この表においては、生産性の低下する追加資本が最劣等地Aを除く各優等地に投下されることによってA地は耕作圏外に追放され、このため市場調整的価格は低落するとされている。そして、この市場調整的価格は、この場合、明らかに「平均原理」にしたがって決定されている。すなわち、それは、新しい最劣等地Bの第1次投資と第2次投資の2つの資本をあわせたものの平均生産価格として、クォーターあたり $1\frac{5}{7}$ ポンドに決定されているのである。だが、もし、この場合、大内氏の解するように、市場調整的価格はつねに「限界原理」によって決定さるべきだというならば、それは、最劣等の投資であるB地の第2次投資の個別的生産価格に一致して、クォーターあたり2ポンドに決定さるべきであろう。しかし、マルクスは、みられるように、そうしていない。

そこで、この第6表について、大内氏は、「不可解¹⁹⁾」であるといい、マルクスと異なって、「B地といっても、ただ1箇所にかぎられるものではなく、……多数のB地²⁰⁾」

第6表：『資本論』第42章のマルクスの表5。

土地等級	エーカー	資本投下 (ポンド)	利 潤 (ポンド)	生 産 物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	地 代 (ポンド)
B	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}$	1	$2+1\frac{1}{2}=3\frac{1}{2}$	$1\frac{5}{7}$	0
C	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}$	1	$3+2=5$	$1\frac{5}{7}$	$2\frac{1}{7}$
D	1	$2\frac{1}{2}+2\frac{1}{2}$	1	$4+3\frac{1}{2}=7\frac{1}{2}$	$1\frac{5}{7}$	$6\frac{1}{7}$
合 計	3	15		16		$9\frac{3}{7}$

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 753, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 991, 岩波文庫版(11), p. 152.

2) 原表にある収益, 穀物地代および超過利潤率の欄ははぶいた。

第7表：『資本論』第42章のマルクスの表6。

土地種類	エーカー	資 本 (ポンド)	生 産 者 (ポンド)	生 産 物 (クォーター)	販 売 価 格 (ポンド)	取 益 (ポンド)	地 代 (ポンド)
A	1	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	6	$1 + 1\frac{1}{5} = 2\frac{1}{5}$	$2^{\frac{8}{11}}$	6	0
B	1	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	6	$2 + 2\frac{2}{5} = 4\frac{2}{5}$	$2^{\frac{8}{11}}$	12	6
C	1	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	6	$3 + 3\frac{3}{5} = 6\frac{3}{5}$	$2^{\frac{8}{11}}$	18	12
D	1	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	6	$4 + 4\frac{4}{5} = 8\frac{4}{5}$	$2^{\frac{8}{11}}$	24	18
合 計	4	20	24	22		60	36

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 755, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 993, 岩波文庫版(11), p. 154~5.
2) 原表にある利潤, 穀物地代および超過利潤率の欄ははぶいた。

があり, しかも, 「B地に第2次投資が……順次に……すすんでゆくもの²¹⁾」と考えるならば, この投資の進行による供給の増大のために価格は低落し, いま, 「価格が2ポンド以下にさがれば, もはやB地の, なお第2次投資をしていない資本家は追加投資をしないであろう²²⁾」, けれど, 「それ以下では, その第2次投資はそれ自体としては平均利潤を生まなくなる²³⁾」からであり, したがって, 「マルクスの考えたように, 価格が $1\frac{5}{7}$ ポンドまで低下すると考えるのは疑問である²⁴⁾」と批判して, 「平均原理」によるマルクスの第6表はむしろ「限界原理」によるように「訂正²⁵⁾」すべきであると主張されている。

この大内氏の誤ったマルクス批判は, あとで詳細に検討することにして, ここでは, さしあたり, マルクスが, 大内氏とは異なって, 差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格は「平均原理」にしたがって決定されるという考えのもとに第6表を作成している事実を確認しておけば足りるのである。

つぎに, まえと同じ第42章「差額地代Ⅱ——第2例, 生産価格が低落する場合」において, マルクスの作成・掲記する第7表をみれば, ここでも, 市場調整的価格は「平均原理」によって決定されている。

この表は, 各等級地に生産性の増大する追加資本を投下して, 市場調整的価格が低下する場合であるが, この場合, その価格は最劣等の投資であるA地の第1次投資の個別的生産価格に一致しては決定されず, この第1次投資と第2次投資とを合わせた資本全体の平均生産価格に一致して決定されている。すなわち, ここでも, われわれは, マルクスが差額地代Ⅱの形成を「限界原理」によらずに「平均原理」によって考えている事実を指摘しうる。

ところで, このマルクスの見解と異なり, 大内氏の主張のように, 差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定はどこまでも「限界原理」によるものとするならば, 氏はこの第7表の場合をどのように説明されるのであろうか。表のつくられている想定にもとづいて, A地の第1

次投資は第2次投資より生産性が低く, 最劣等の投資になっている。とすれば, 氏は, この最劣等の投資であるA地の第1次投資の個別的生産価格によって, この場合の市場調整的価格が決定されるというのか。そして, このように, 市場調整的価格が「限界原理」によって決定されるとするならば, 最劣等の第1次資本がこれより生産性の高い第2次資本にさきだって投下されているこの場合, この決定はどのように説明するべきであろうか。だが, これらの疑問にかんする明確な解答は氏からきけない。というのは, 氏は, 第7表のように, 生産性の増大する追加資本が投下される場合には, もともと, 差額地代Ⅱは成立しないという見解をとっておられるからである。しかし, この見解が誤りであることは, われわれがすでに前稿において詳しく論証したところである。

われわれは, 大内氏の見解とは反対に, マルクスにしたがって, 生産性の増大する追加資本が投下される第7表の場合においても, 差額地代Ⅱは成立すると考える。そして, この場合, マルクスは, 「平均原理」によって市場調整的価格の決定を考え, しかもその決定の論拠を次のように説明している。

「[最劣等地Aの……高島] 第1の3ポンドの生産費は1クォーターをもたらす。第2のそれは $1\frac{1}{5}$ クォーターをもたらす。ところが, この $2\frac{1}{5}$ クォーターという全生産物は, いまやその平均価格で売られる。……一時的な市場諸関係を離れてみれば, 土地Aの生産物が新しい平均価格でなく, ヨリ高い生産価格でひきつづき売られるのは, ただ, 土地等級Aの大きな面積が, エーカーあたり, わずかに $2\frac{1}{2}$ ポンドだけの資本をもってひきつづき経営される場合だけである。だが, エーカーあたり5ポンドの資本という新しい比率が一般化し, それにつれて改良された経営が一般化すれば, 調整的生産価格は $2^{\frac{8}{11}}$ ポンドに低落せざるをえないであろう。2つの資本部分のあいだの区別はなくなるであろう²⁶⁾。」

ところで、「平均原理」にかんするマルクスのこの説明は、生産性の増大する追加資本が投下される場合、いかえれば「ある改良を含む²⁷⁾」投資の場合だけではなく、生産性の低下する追加資本が投下される場合の「平均原理」についても同じようにあてはまるであろう。すなわち、追加資本が低下する生産性をもって投下される場合においても、この資本が市場調整的な最劣等地の大部分に行き渡ることになれば、市場調整的価格はおのずから「平均原理」にしたがって決定されざるをえないことになるのである。

しかし、この問題は、いま措くとして、われわれが第7表にかんして、とくにいいたいのは、マルクスが、この表において、「平均原理」をとるだけでなく、また、その論拠さえ明確に説明していることである。そして、このことは、大内氏の主張とは反対に、マルクスが、差額地代Ⅱの成立について、かならずしも「限界原理」によっていないことを何よりも有弁に物語っているといえよう。

なお、以上の2表のほか、マルクスが、差額地代Ⅱの形成にかんして「限界原理」をとらず、「平均原理」をとっている箇所²⁸⁾はほかにも散見されるのであるが、これらについては、あえて論及しないことにする。

さて、われわれが、これまでみてきたことを整理していえば、差額地代Ⅱの形成にかんするエンゲルスの基本的考えかたが、大内氏のいうように、「平均原理」であることはたしかであるとしても、これと異なって、マルクスの基本的考えかたが、「限界原理」であるといいきることはできない。なぜなら、マルクスは場合によって「限界原理」をとり、場合によって「平均原理」をとっているからである。しかし、彼が「限界原理」をとっているのは、すべて一定の「前提」のもとだけである。したがって、彼においては、「限界原理」は差額地代Ⅱの形成にかんするいわば特殊規定であり、これにたいして、「平均原理」はむしろ一般規定をなすものとみられる。

また、エンゲルスは、つねに「平均原理」をとっているが、だからといって、彼が「限界原理」を排否したとはいえないであろう。マルクスの草稿を仔細に検討し、ときには誤解を防ぐための注記²⁹⁾さえしたエンゲルスが、もし、「限界原理」にかんするマルクスの説明に反対であるならば、けっしてこれをみのがしはしなかったといつてよい。しかし、現に、エンゲルスが、マルクスのそうした説明にあえて異議をさしはさんでいないところをみれば、エンゲルスも、「限界原理」にかんする考えに

ついてはマルクスと同じであったとみられる。

したがって、われわれは、大内氏の考えられるように、差額地代Ⅱの形成についてのマルクスの基本的見解とエンゲルスのそれとのあいだに「矛盾」があるとは思わない。マルクスもエンゲルスも、ともに「平均原理」をとる一方、また他方では「限界原理」を認めている。こうして、マルクスとエンゲルスとのあいだに矛盾がないとすれば、差額地代Ⅱの表のシステムとして、「限界原理」をとるのが「マルクスの方式」であり、これにたいして、「平均原理」をとるのが「エンゲルスの方式」であるという大内氏の見解が誤りであることは、また、おのずから明らかであろう。なぜなら、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定は、「限界原理」によるか、「平均原理」によるかという絶対的な二者択一ではなくて、条件のいかんによって、それぞれの適用が考えられる相対的なものであるからである。そして、その適用において、「平均原理」は一般規定であり、「限界原理」は特殊規定であるというのが、われわれの、したがって、またマルクスおよびエンゲルスの問題にたいする基本的見解なのである。

しかし、この結論を、いまここに提示するのは、いささか早すぎるであろう。これは、次節以下において、さらに明確にさるべきことであって、本節においては、さしあたり、マルクスが、大内氏の理解とは異なり、差額地代Ⅱの成立を「限界原理」だけではなく、「平均原理」によっても論じている事実を確認しておけば、それでたりののである。

- 註. 1) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, Dietz Verlag, S. 8, 邦訳『資本論』第3巻, 青木文庫版(8), p. 21, 岩波文庫版(8), p. 17.
- 2) および3) *ibid.*, Bd. III, S. 8, 邦訳上掲, 青木文庫版(8), p. 22, 岩波文庫版(8), p. 17.
- 4) たとえば, *ibid.*, Bd. III, S. 789, 邦訳上掲, 青木文庫版(12) p. 1044~5, 岩波文庫版(11), p. 217~8.
- 5) *ibid.*, Bd. III, S. 768, 邦訳上掲, 青木文庫版(12), p. 1013, 岩波文庫版(11), p. 178~9.
- 6) *ibid.*, Bd. III, S. 769, 邦訳上掲, 青木文庫版(12), p. 1014~5, 岩波文庫版(11), p. 180~1.
- 7) *ibid.*, Bd. III, S. 770, 邦訳上掲, 青木文庫版(12), p. 1016~7, 岩波文庫版(11), p. 184.
- 8) および9) 大内, 前掲書, p. 93.
- 10) 大内, 前掲書, p. 93 および p. 100.

- 11) 大内, 前掲書, p. 104. ただし傍点は大内氏。
 12) K. Marx, A. a. O., S. 728~9, 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 954~5, 岩波文庫版 (11) p. 109~110.
 13) および 14) 大内, 前掲書, p. 88.
 15) K. Marx, A. a. O., S. 768, 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 1013, 岩波文庫版 (11), p. 178~9.
 16) 大内, 前掲書, p. 89.
 17) および 18) 大内, 前掲書, p. 90.
 19) 大内, 前掲書, p. 90.
 20) および 21) 大内, 前掲書, p. 91.
 22) 大内, 前掲書, p. 91~2.
 23), 24) および 25) 大内, 前掲書, p. 92.
 26) および 27) K. Marx, A. a. O., S. 755~6, 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 994, 岩波文庫版 (11), p. 155~6.
 28) たとえば, 第 43 章の「差額地代一般の考察による一般の結論」の箇所や第 44 章「最劣等地にも生ずる差額地代」などをみよ。
 29) K. Marx, A. a. O., S. 789, 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 1044~5, 岩波文庫版 (11), p. 217~8.

III. マイナス利潤を生ずる追加資本は投下されないか

われわれは, つぎに, 大内氏の主張の「論拠」の第 2, マイナス利潤を生ずるような追加資本は投下されるはずはないという論点の検討にうつろう。

大内氏のこの「論拠」は, じつは, 氏以前に, すでに田代隆氏によって提起されていたものである。すなわち, 田代氏は, 戦後, 多くの地代論研究者にさきがけて, 『資本論』第 3 卷第 43 章に掲げられた差額地代Ⅱにかんするエンゲルスの一連の諸表のうち, とくに生産性の低下する追加投資によって超過利潤の減少をきたす表 13, 表 14, 表 17 および表 20 をとりあげ, つぎのような疑問を投げかけられた。

「第 1 表 [前掲第 1 表を指す……高島] で明らかであるように差額地代の第 1 形態の段階では, 小麦 1 ブッシェルの市場価格は最劣等地 A の個別的生産価格である 6 志で決定されている。そこに第 2 次投資として第 1 次投資よりも生産性の低い追加投資がなされる。しかも 2 表 [前掲第 2 表……高島] ないし第 3 表 [前掲第 3 表ではなく, エンゲルスの表 14 を指す……高島] では生産価格は不変であるという

条件が与えられているために, A 地には追加投資がなされないとともに, 市場調節的価格は従来と変わらない A 地の個別的生産価格によって規制される……このような条件の下に B 地に追加投資がなされる。その追加投資は 50 志の費用価格と 10 志の平均利潤をもって 8 ブッシェルの生産を行なっている ([第 2 表] ……高島)。この表に示されているように B 地全体としてみれば 120 志の生産価格によって 20 ブッシェルの生産を挙げたのであるから, その平均生産価格は 1 ブッシェル当り 6 志となる。しかし追加投資として投下された資本のみを取出して見れば, 50 志の前貸資本と 10 志の平均利潤, 合計 60 志の生産価格をもって 8 ブッシェルの小麦を生産したのであるから, その個別的生産価格は 1 ブッシェル当り 7 志 2 分の 1 となる。それが 1 ブッシェル 6 志で販売されなければならない。1 ブッシェル当り 1 志 2 分の 1 の損失である。全体として 12 志の損失となる。このような馬鹿げた追加投資が資本制生産を行なう借地農業者の手によってなされるであろうか。!」

この疑問は, その後, 差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格の規定について, 田代氏と結果的には見解の一致をみた常盤政治氏によって, 「田代氏が正しく指摘された如く, このような馬鹿げた追加投資が資本制生産を行なう借地農業者の手によってなされる筈がない²⁾」として, 全面的に受け容れられたばかりでなく, また, 田代氏とは, 市場調整的価格の決定の問題について, かならずしも見解を同じくしない日高晋³⁾・大内力の両氏においても, すくなくとも, この疑問にかんする限りは, 田代氏の提起そのままのかたちで, その疑問がひきつがれているのである。

あとの批判の便宜のために, 大内氏が, この疑問の「要点⁴⁾」として示されている文章を引用すれば, つぎのようであって, これは, みられるように, 田代氏提起の疑問とまったく同一内容のものである。

「かりに土地所有がなく, したがって超過利潤が資本家のポケットにはいるとすれば, [前掲第 2 表……高島] のばあい B 地の資本家は第 2 次投資をすることによって [12 シリング……高島] の超過利潤を失なうことになろう。それよりかれは, この第 2 次投資の 50 シリング (平均利潤 20% をふくめて 60 シリング) を他の投資にふりむけ, そこからは平均利潤をえ, B 地には 60 シリングだけの生産費をかけて 12 シリングの超過利潤をえたほうが有利である。それゆえ B 地の資本家が第 2 次投資までを

するということは、一種の錯誤投資というほかはない。5)」

ところで、以上のような、田代・常盤・日高・大内4氏の、マイナス利潤を生ずるような馬鹿げた追加投資は行なわれるはずがないという見解については、これまで、これに反対の批判的意見がなくはなかった。井上周八および白川清の両氏の所説がすなわちこれである。

このうち、まず、井上氏の所説をみれば、以下のようである。

「追加投資が単独で平均利潤を入手するか否かについては、資本の本性上平均利潤を入手できることが原則であり、マルクスの諸表においてはこれが守られ、エンゲルスの場合もほとんど守られているが、10, 10a, 13, 14, 20の諸表の如くこれが守られていない場合もある。これは個別資本家の立場としてはおかしい投資であろう。しかし個別資本家の期待に反し結果的にそのような不利な投資——とはいえ単に追加投資が単独で平均利潤を入手出来ないということであって投下資本が全体として平均利潤を入手出来ないということではない——が現実起こりうる場合を考えることは何ら誤謬であるとすべき性質のものではないであろう。6)」

みられるように、井上氏の反対意見は、マイナス利潤を生ずるような、おかしい追加投資は行なわれないのを原則とするが、しかし、この原則は現実にはかならずしも守られない場合もあるという、すこぶる消極的な批判にとどまり、しかも、その原則が現実には守られない場合の理論的根拠については、氏は、なんの具体的な提示もされなかったのである。

したがって、この井上氏の批判的所説について、日高氏が、「原則には反するが実際に起りうるのだからいいだろうといったぐいのことであって、別に批判するねうちのあるものとも思われ7)」ないという反批判をだされたのはむしろ当然ともいえる。

つぎに、白川清氏の所説をみれば、これは、井上氏の消極的な反対意見とは異なり、理由を挙示しての積極的な反対意見といえることができる。すなわち、氏はつぎのようにいう。

「この批判的見解〔問題にかんする大内氏の見解を指す……高島〕は合理性をもっているが、……私はこれに賛成しえない。すなわち、第一に、資本はその本性上『蓄積せよ、蓄積せよ』という戒律をもっているが、それを投下したのち平均利潤をうるようにしたり、それを保証する組織者をもっていない。

彼らにとって明らかなことは、現在平均利潤以上の超過利潤があるならば、彼が蓄積した資本を平均利潤しかえられない他の産業に投ぜずに、自己の土地に投下するであろう。そうしてかかる資本の盲目的運動・競争が、恐慌の一因をなしかつ利潤率の傾向的低落をもたらすのである。第二に、〔前掲第2表について……高島〕B地では追加投資をしたのちにうる超過利潤は、〔12シリリング……高島〕から〔ゼロ……高島〕に低下してしまう。そうすると大内教授のいうように、B地の資本家はこれを錯誤投資として引上げるともいえよう。けれども……、追加資本は一般に第1次の本源的資本と一体となって機能するわけでありこれだけを区別して機能させたり引上げたりすることは困難であると思われる。かく一体化された資本としてみれば、B地の資本は平均利潤……をえているわけであり、投下資本を引上げることになるとはいえないであろう。8)」

しかし、この白川氏の批判的所説は、これだけで、批判の相手である大内氏その他を説得するに十分であろうか。

白川氏の指摘する第1の批判点は、平均利潤以上にできる超過利潤があるところ、資本はかならずや続投されるということである。だが、氏もいうように、資本が本性上、「蓄積せよ、蓄積せよ」という「戒律」をもっている限り、B地における資本投下は、超過利潤を生ずる第1次投資だけにとどめ、マイナス利潤をもたらす第2次投資は、これを他にふりむけて、平均利潤を獲得することこそ、むしろ、その「戒律」にふさわしい投資のしかたではあるまいか。だからこそ、氏自身も、こうした投資のしかたには「合理性」があるといっているのではないか。しかし、「合理性」をもつかたちで投資が行なわれず、氏の主張するように、既存の超過利潤がゼロになるまで、マイナス利潤を生ずるような投資が続けられるというならば、氏は、いま一步ふみこんで、このあいだの事情を具体的に説明する必要がある。だが、氏においては、「資本の盲目的運動・競争」というような抽象的な文句の使用はあっても、具体的な説明には欠けている。したがって、これをみたまない限り、大内氏はかたんに白川氏の批判に納得されないであろう。

白川氏のあげる第2の批判点は、追加資本と本源的資本との一体不可分性である。つまり、追加資本は第1次の本源的資本と一体となって機能するがゆえに、たとえ追加資本がそれ自身単独に平均利潤を獲得できなくても、これを資本全体のなかから切り離して引きあげるとは困難であるということである。たしかに、氏のいわ

れるように、本源的資本と追加資本とは一体になって機能し、その生産成果を相互に区別することは不可能であり、また、いったん投下された追加資本を本源的資本から明確に分離して引き上げるということがごときは現実的にも困難といわねばならない。しかし、諸投資相互のあいだの区別・分離が現実的に困難であるとしても、それが抽象的理論の場でも不可能であるということにはならないであろう。この点にかんする私見は、既発表の拙論⁹⁾において詳細に述べているので、ここに再度くりかえすことはやめるが、ただ誤解をさけるために一言しておけば、白川氏の批判される大内氏の見解においては、「収穫逓減」的投資の場合だけに諸投資相互のあいだの区別・分離が可能であるのに「収穫不変」的投資や「収穫逓増」的投資の場合にはこれが不可能であるとされているのにたいし、わたくしは、「収穫逓減」・「収穫不変」・「収穫逓増」のいずれの場合の投資についても、これが可能であると解するものである。だが、この相違の問題はともかくとして、白川氏においては、現実と理論の区別なく、ただ、投下諸資本の一体不可分性を指摘することだけで、大内氏にたいする批判の一論拠とされているが、しかし、白川氏と異なって、諸投資相互のあいだの現実上の区別・分離の困難性は別として、抽象的理論上の区別・分離の可能性を主張するものにとっては、やはり、白川氏のこの指摘だけでは十分に納得のいく論拠とはいえないのである。

さて、以上のように、井上・白川両氏の批判的見解は、問題にたいする解明を成功的に果たしているとは考えられない。では、田代氏の提起にはじまり、常盤・日高・大内の諸氏によって支持されている、マイナス利潤を生ずる追加資本は投下されるはずがないという主張はほんらい正しいであろうか。もし、この主張が正しいとすれば、すくなくとも、生産性の低下する追加資本が投下される限り、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格はつねに「限界原理」によって決定されるということになる。だが、私見は、これに賛成しえないということはすでに説示したとおりである。

わたくしは、生産性の増大する追加資本が投下される場合はもちろん、生産性の低下する追加資本が投下される場合においても、市場調整的価格は、一般的には、「平均原理」によって決定され、したがって、追加投資はそれ自身単独に平均利潤がえられなくても、投下諸資本全体としてそれが確保されるならば、たとえマイナス利潤を生ずるような追加資本であっても、それは原則的に投下されると解するものである。

では、この私見の正しさを、大内氏の所説にたいする

批判をつうじて論証しよう。

問題について、まえに引用した大内氏の文章をみれば明らかなように、氏は、「かりに土地所有がなく、したがって超過利潤が資本家のポケットにはいる」としても、マイナス利潤を生ずる追加投資は行なわれるはずがないと主張されている。そこで、われわれも、氏の見解にしたがって、以下、土地所有はないという仮定のもとに問題の考察をすすめよう。この仮定は、当面のわれわれの考察にとって重大な前提であるので、とくに銘記しておく必要がある。

さて、土地所有はないと仮定して、前掲第2表をふたたび取りあげてみれば、B地の資本家は、A地の投資よりもさらに生産性の低い第2次投資を行なうことによって、第1次投資によってえていた12シリングの超過利潤をすべて失うことになっている。これは、資本制生産を行なう資本家としては、一見、たしかに「馬鹿げた」投資であろう。こうした「馬鹿げた」投資をするよりは、彼は、この第2次投資の資本分を他の投資にふりむけて、そこからは平均利潤を獲得し、B地の投資は12シリングの超過利潤をあげる第1次投資だけにとどめたほうがはるかに有利であることは議論の余地なく明白のようにも考えられる。同一資本量100シリングを使用して、一方はわずか20シリングの利潤をあげるのに、他方はこれより12シリングも多い32シリングの利潤が入手できそうであるからである。

しかし、B地の資本家が、第1次投資によってえていた12シリングの超過利潤をすべて失うことになりそうな第2次投資をひきつづき行なうことは、果たして、いわれるように「馬鹿げた」投資であろうか。

まず、第1に、大内氏のいわれるように、B地の資本家がこの土地にたいする投資は第1次投資にとどめ、第2次投資の資本分はこれを他の部門にふりむけるとしても、この他部門への投資は、かならずしも、氏の考えるように、つねに平均利潤をあげるとは限らないであろう。いうまでもなく、ある部門で一定の投下資本にたいして平均利潤がえられるということは、一方では平均利潤以上の超過利潤をあげる資本があると同時に、他方では平均利潤以下の不足利潤しかあげられない資本があることをあわせて前提し、この超過利潤と不足利潤とが全体的に相殺されて、はじめて平均利潤が実現するというにほかならない。したがって、個別資本家が一定の資本をある部門に投下するとしても、これがつねに平均利潤を獲得できるとは限らず、超過利潤をうることもあれば、不足利潤しかえられないこともあるわけである。

第2に、大内氏のいうように、仮りに、B地の資本家

が資本の一部を平均利潤の入手のために他の部門にふりむけるにしても、そのことは、彼が、B地において第1次投資にひきつづき第2次投資を行なうか、行なわないかという問題となんの関係もないであろう。というのは、氏のいわれるように、もし、他の部門で確実に平均利潤が獲得できるものならば、B地の資本家は、彼が資本家である限り、かならず、その機会をのがさずにこれに資本投下を行なうであろうし、しかも、発達した資本主義のもとでは、彼の手にも、これを可能にする豊富な資本、というよりはむしろ過剰に蓄積された資本が所有されていると考えられるからである¹⁰⁾。したがって、B地の資本家が、この土地において、第1次投資にひきつづいて第2次投資を行なうかどうかという問題は、他の部門において平均利潤を獲得できる投資の機会はずでにあまり試みられているという前提のうえで、とりあげらるべき性質の問題である。なお、問題にかんし、リカードも、われわれとこの同じ前提に立っていることは、あとでみるとおりである。

第3に、資本家の活動はすべて最大限の利潤獲得にある。したがって、B地の資本家が第1次投資によって平均利潤を上回る12シリングの超過利潤を入手したとすれば、彼はさらに利潤の増大をねがって第2次投資を企図するであろう。いうまでもなく、資本は、ほんらい、利潤＝剰余価値を創出するという属性をもつ限りで資本であるということが出来る。利潤＝剰余価値を生まない資本は、もともと資本たる名に値しないのである。そこで、資本家は、できるだけ手許資本の遊休化をさけ、利潤の期待されるころには、どこへでもこれを出動させる。この点で、B地の資本家が第1次投資にひきつづき第2次投資を試みる動機は十分に存在するといわなければならない。しかも、この第2次投資が行なわれる結果、これと第1次投資とをあわせた資本全体が平均利潤さえも確保できないというなら、第2次投資は、大内氏のいういわゆる「錯誤投資」として、ふたたび引き上げられることになろう。しかし、事實はそうでなくて、第2次投資はマイナス利潤しか生じえない投資であっても、これと第1次投資とをあわせた資本は全体として明らかに平均利潤を獲得しているのである。そして、資本が全体として平均利潤を確保できるならば、資本家としては、他の資本家にくらべていささかも不満はないはずである。

第4に、たしかに、大内氏のいわれるように、B地の資本家は、彼個人の立場からすれば、この土地にたいする投資は第1次投資だけにとどめて、第2次投資を行なわないほうが有利であるかも知れない。だが、もし、そ

のように、B地の資本家が第2次投資をやらないとすればどうなるか。とすれば、彼は50シリングの第1次投資だけを行なうことによって、10シリングの平均利潤のほか、12シリングの超過利潤を収めることになる。すなわち、彼の利潤率は、20%の平均利潤率よりはるかに高い44%である。しかし、リカードの提言によれば、そもそも利潤率が2つあることはありえないはずである。

では、リカードは、この点をどのように説明しているであろうか。

「もし、ある小作人が、1,000ポンドの資本をもって、その土地から100クォーターの小麦を収穫し、さらに第2の資本1,000ポンドをもって、さらに85クォーターの収穫を増加しうるものとすば、地主は小作期限の満了にさいし、小作人をして15クォーター、もしくはそれに等しい価値を、追加地代として納付する義務を負わしめる力をもつであろう。けだし、利潤率が2つあるということは、ありえないからであらう。もし、小作人が、その第2の1,000ポンドにたいする収穫における15クォーターの減少に満足するとすれば、それは、この資本のために、これ以上に有利な用途がみいだされないからである。一般利潤率はこの関係によるものであろう。そして、もし、はじめの小作人が拒絶するならば、他の何びとかで、よこんでこの利潤率を超過するものを、ことごとく、それを生じた土地の所有者に提供することを辞さないものがみいだされるであらう。11)」

すなわち、リカードは、平均利潤を上回る超過利潤は、結局、地代として借地資本家から土地所有者の手に引き渡されるために、2つの利潤率は併存しえないとし、しかも、これを可能とする根拠として、1つは、資本が平均利潤を獲得するほか、それ以上に有利な使途はみいだされないこと、もう1つは、借地資本家が仮りに地代の支払を拒んでも、これにかわる競争者があることを指摘しているのである。

ところで、このリカードの見解は、いうまでもなく、土地所有の存在を前提とするものである。土地所有の存在が前提され、これによって超過利潤が地代に転化するがゆえに、2つの利潤率は1つの利潤率、平均利潤率に帰一するとされているのである。そして、土地所有の存在を前提とする限り、2つの利潤率はありえないというこのリカードの主張とその論拠とはまったく正しいといわねばならない。

だが、われわれの、いま当面している問題は、リカードのように、土地所有の存在を前提するものではない。

すなわち、土地所有が存在しないと仮定して、その仮定のもとで、2つの利潤率は併存しうるかどうかを明らかにすることが、われわれの当面の問題なのである。結論的にいえば、わたくしは、土地所有がないと仮定しても、2つの利潤率は同時に存在しえないというリカードの立言はそのまま妥当すると考える。そして、このリカードの立言がそのまま妥当するがゆえに、大内氏の主張とは異なり、たとえ、マイナス利潤しか生じない追加資本であっても、なお十分に投下されうることになることと解するものである。以下、この点を詳述しよう。

まず、問題の第2表は、さきに述べたように、第1表を出発点とし、その後の需要の増大に応じ、最劣等地Aを除く優等各地に生産性の低下する追加資本が投下されることによって穀物生産が増加するにもかかわらず、それだけでは需要の増大をみたすにたりず、いぜんとしてA地における第1次投資による穀物生産を不可欠としている場合である。したがって、この場合、市場調整的価格は、やはり、もとどおり、A地の第1次投資の個別的生産価格に一致して1ブッシェル6シリングに決定されている。そして、市場調整的価格がこのように1ブッシェル6シリングに決定されているということは、この価格を基準とし、これに対応して現われる需要の増大と供給の増大とが正しく均衡していることを意味するものである。

ところで、いま、問題は、この第2表において、B地の資本家が第2次投資をやめて第1次投資だけにとどめるかどうかであるが、たしかに、彼の、資本家としての個人の立場からは、第2次投資はやめて第1次投資だけにとどめたほうが有利である。第1次投資だけにとどめれば彼の利潤率は44%であるのに、第2次投資までやればそれは20%という普通の利潤率まで低下するからである。しかし、資本家個人がいかに有利な投資のしかたとして、これを願望するとしても、その願望がそのとおりに実現するとは限らない。いや、むしろ、そのとうり実現しないのがふつうである。けだし、ある生産部門において、資本を投下して利潤の追求にあたるものは、一資本家だけではなくて多数の資本家があり、しかも彼らは、たがい自由な競争関係、つまり、それぞれの生産物をもって市場を独占しようとする競争関係に立っているからである。

B地においても資本家はただ1人ないしごく少数とはいえない。自由競争を前提とする限り、そこには相当多数の資本家がおると考えるべきである。大内氏も、第2表についてではないが、これに対応するマルクスの前掲第6表にかんして、「この表でこそA、B、C、Dとい

った各地は、それぞれ1エーカーとしてしめされているが、じつはB地といっても、ただ1箇所にかぎられるものではなく、むしろ有限ではあるが、多数のB地があるとしなければならない¹²⁾」といわれているが、この指摘にかんする限り、氏は正しいといわねばならない。

そこで、B地にも多数の資本家があるものとしよう。ところで、そのなかのあるものが、有利な投資のしかたとして、第1次投資だけをやり、第2次投資はやらないとすればどうなるか。とすれば、まず供給は、この第2次投資が行なわれない部分だけ不足して、このため市場価格は1ブッシェル6シリング以上に騰貴するであろう。そして、価格がこのように騰貴すれば、たとえ、一方に、第1次投資だけにとどまる資本家があるとしても、他方にはかならずや価格騰貴による超過利潤の増大を狙って第2次投資を敢行する別の資本家が現われるであろう。そして、第2次投資を行ない、これによって超過利潤の増大をはかる資本家が増加すればするほど、しだいに、第1次投資だけにとどまる資本家は減少する。だが、第2次投資がB地の資本家のあいだに普及され、これによって供給が増加するにともない、1ブッシェル6シリング以上に騰貴していた市場価格は、こんどは、低落にむかい、これとともに、これまで資本家の手にはいついた超過利潤はぜんじ減額してゆくであろう。こうして、この過程は、第2次投資がB地のすべての資本家のあいだに行き渡り、これによって計8ブッシェルの穀物(B地の第2次投資による)が追加生産され、市場価格が1ブッシェル当り6シリングの水準にまで低落することによって終結される。このとき、B地の資本家は、いずれも、第1次投資と第2次投資とをあわせた100シリングの資本にたいして、20シリングの平均利潤がえられるがゆえに、他の部門、ないし、B地以外のA、C、D、E各地の資本家にくらべても不満はないはずである。たとえ、資本家個人としては不満があるとしても、多数の資本家相互のあいだに自由な競争関係が存在する限り、おのずから、こうした結果にならざるをえないのである。

以上のように、第2表のB地について、マイナス利潤を生ずる追加投資が行なわれても、これは、けっして、大内氏やそのほかの諸氏が考えるような「馬鹿げた」投資ではなく、また、けっして行なわれえない投資ではないのである。資本家個人としては、たしかに、最大限の利潤獲得のために、最劣等の投資がそれ自身単独に平均利潤をあげるように、投資をとどめておきたいであろう。しかし、さきに述べたように、個人の願望はその願望どおりにはかなえられない。多数の競争者がおるからであ

る。したがって、同一の土地にたいする追加投資の限界は、多数の資本家が存在し、しかも彼らがたがいに自由な競争関係におかれている状態では、個人の意志とは離れた社会全体の個人にたいするいわば無言の強制として、拡大されてくる。そして、この強制が、一見、「馬鹿げた」としか思われぬ追加投資を現出させてくるのである。したがって、マイナス利潤を生ずる追加投資は、たしかに、資本家個人としては「馬鹿げた」投資ではあるが、しかし、資本家全体としては、やはり合理的な投資にはほかならない。それは、最大限の利潤獲得という資本家個人の活動を基礎として現われる資本家全体の1つの調和のすがたといってもよかろう。いずれにしても、マイナス利潤を生ずる追加投資を「馬鹿げた」投資とみる論者の最大の誤りは、資本家個人の立場を脱し切れぬその俗流的理解にあるといわねばならない。

なお、大内氏は、第2表のB地について、第1次投資だけの場合には12シリングにたっていた地代は、第2次投資もあわせ行なわれる場合にはゼロになっているが、このように、積極的に地代をなくするような投資が、「土地所有の法則」——借地資本家とは別に土地所有者があつて、これが地代を徴収している場合の法則——のもとで、どうして可能であるか、いいかえれば、第1次投資によってすでに12シリングの地代をえている土地所有者が、なぜ、この既得の地代を喪失するような借地資本家の第2次投資に同意するのかという疑問をあわせて提起されている¹³⁾。この疑問も、一見、もっともではあるが、これについては、あとで検討することにして、ここではふれないことにする。というのは、この疑問は、みられるように、土地所有の存在を前提とするものである。しかし、まえに断つたように、大内氏は、マイナス利潤を生ずる追加資本の投下は、「かりに土地所有がなく」でも行なわれえぬと主張されているために、本節におけるわれわれの批判も、大内氏のこの主張を容れ、土地所有は存在しないという前提のもとで論を進めてきたからである。

- 註. 1) 田代隆稿「差額地代第二形態に対する疑問——その概念と成立の条件——」, 『農業経済研究』第27巻第2号, 昭和30年7月刊, 所載 p. 19. ただし傍点は高島。
- 2) 常盤政治稿「農業における調整的生産価格の『限界原理』と『平均原理』——差額地代第二形態の一考察——」, 『三田学会雑誌』第52巻第4号, 昭和34年1月刊, 所載 p. 33. ただし傍点は高島。

- 3) 日高普著『地代論研究』, 昭和37年10月, 時潮社刊, のⅢ. 「差額地代の第二形態」。
- 4) および5) 大内, 前掲書, p. 135の註記, ただし傍点は高島。なお, 数字は第2表に適合するように修正した。
- 6) 井上周八著『地代の理論』, 昭和38年2月, 理論社刊, p. 230. ただし傍点は一部を除き高島。
- 7) 日高, 前掲書, p. 243.
- 8) 白川清著『価値法則と地代』, 昭和35年2月, 御茶の水書房刊, p. 148~9. ただし傍点は高島。なお, 数字は第2表に適合するように修正した。
- 9) 前掲拙稿 p. 85以下。
- 10) マルクスは、『剰余価値学説史』において, つぎのように述べている。
「ひとつの生産部門から他への不断の資本の流動という前提, このリカードにおける基本的前提は, 発展した資本主義的生産方法の支配の前提を意味するものにほかならない。この支配がまだ打ちたてられておらないところでは, この前提は存在しない。たとえば, ポムメルンの地主は, リカードその他のイギリスのどの著述者も, 農業に資本が不足しようという可能性を予想しておらないことを, 奇妙に感じるであろう。が, イギリス人は, 資本にくらべて土地の不足なことは嘆いても, 土地にくらべて資本の不足を嘆くようなことはけつてない。……イギリス人が欠乏を感じるのには、『活動舞台』であり, 現存の資本の貯えにたいする投資の場所である。だが, 『投下』せんがための『資本』にたいする欲求なるものは, イギリスにおいては, 資本を投下すべき唯一の階級——資本家階級——にとつては存在しない。」(K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, Teil 2, Dietz Verlag, S. 232~3, 邦訳『剰余価値学説史』, 『マルクス・エンゲルス全集』, 改造社版, 第10巻, p. 17.)
- 11) D. Ricardo, *Principles of Political Economy and Taxation*, edited by E. C. K. Gonner, p. 47~9. 邦訳『経済学及び課税の原理』, 岩波文庫版(改訂版)上巻, p. 61. ただし傍点は高島。
- 12) 大内, 前掲書, p. 91. 傍点は高島。
- 13) 大内, 前掲書, p. 95.

IV. 穀価の「限界原理」による決定は「土地所有の法則」によらずに「資本の法則」によるのか

われわれは、さらに、大内氏の主張の第3の「論拠」、市場調整的価格が「限界原理」によって決定されるのは、「土地所有の法則」によるのではなく、「資本の法則」によるという論点を検討しよう。

すでにみたように、大内氏は、差額地代Ⅱの場合、マイナス利潤を生ずる追加投資は行なわれるはずがなく、追加投資は、つねに、すくなくとも、それ自体として単独に平均利潤を要求するものであり、しかも、この要求は、資本それ自身の本性にもとづく必然的・合理的な産物であるとして、これを「資本の法則」によると規定されている。したがって、大内氏の主張においては、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格が「限界原理」によって決定されるのは、ほんらい、「資本の法則」にもとづくというわけである。

こうして、「資本の法則」による市場調整的価格の「限界原理」的決定を主張する大内氏は、マルクスが、氏のように、この「限界原理」的決定を「資本の法則」によるとはせず、むしろ、これは「土地所有の法則」にもとづくという見解をとっていることにたいして反対されている。そして、大内氏の反対されているマルクスの叙述は、『資本論』第3巻第43章における差額地代Ⅱにかんする一般的結論の部分にある。

ここで、マルクスは、まず、最劣等地Aの個別的生産価格クォーターあたり3ポンドで市場調整的価格が決定されていることを前提としたうえで、この市場調整的価格が不変のまま、A地以外のB、C、Dの各地に、第1次投資につき、生産性の低下する第2次投資がそれぞれ投下されていると考えている。ところで、彼は、この

うちのB地について、生産性がさらに漸減する第3次以下の追加資本をかさねて投下する場合には、これによってマイナスの超過利潤を生じ、これは、はじめ、既投資本による超過利潤を減少させてゆくが、ついには、総投資による平均生産価格を市場調整的価格に一致させ、地代に転化すべき超過利潤をゼロにしてしまうと述べ、これを表式化したものとして、第8表を掲げている。

しかし、一方、マルクスは、第8表のごとき事態は、土地所有がない場合には生じえても、土地所有がある場合には起こりえないとして、後者の場合を次のように説明している。

「とはいえ、土地所有の法則のもとでは、最後の2½クォーターは、それが土地種類Aの新たな2½エーカーで生産される場合を除けば、このようにクォーターあたり3ポンドでは生産されえないであろう。追加資本がもはや一般的な生産価格でのみ生産する場合が限界をなすであろう。この限界を越えれば、同じ土地での追加投資は中止されねばならないであろう。

すなわち借地農業者は、最初の2度の投資のために1度4½ポンドの地代を支払わなければならないとすれば、それをひきつづき支払わなければならないのであって、1クォーターを3ポンド以上〔以下とあるのを訂正……高島〕で生産するいずれの投資も、彼にとっては、彼の利潤を控除する原因となるであろう。個別的な平均価格の均等化は、不足生産性の場合には、このようにして妨げられている。〕

そして、マルクスは、「土地所有の法則」のもとにある、この場合を、第9表のように表示している。

さて、第8表と第9表を比較してみれば、第8表の場合は、前掲第2表のB地の場合と同じように、明らかに、マイナス利潤を生ずるような追加投資が行なわれる場合

第8表：『資本論』第43章の「結論」におけるマルクスのはじめの表

資 本 (ポンド)	利 潤 (ポンド)	収 益 (クォーター)	生 産 価 格 (ポ ン ド)		販 売 価 格 (ポ ン ド)	収 益 (ポ ン ド)	地代となる 超 過 分 (ポ ン ド)
			クォーター あ たり	合 計			
1)	2½	½	2	1½	3	6	3
2)	2½	½	1½	2	3	4½	1½
3)	5	1	1½	4	6	4½	- 1½
4)	5	1	1	6	6	3	- 3
合 計	15	3	6		18	18	0

表註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 780, 邦訳前掲, 青木文庫 (12), p. 1032, 岩波文庫版 (11), p. 210.

2) 原表にある穀物地代となる超過分の欄ははぶいた。

第9表：『資本論』第43章の「結論」におけるマルクスのあとの表

資本 (ポンド)	利潤 (ポンド)	生産費 (ポンド)	収 益 (クォーター)	生 産 費 (クォーターあたり) (ポンド)	販 売 価 格 (ポンド)		超過利潤 (ポンド)	損 失 (ポンド)
					クォー ター あたり	合 計		
2½	½	3	2	1½	3	6	3	—
2½	½	3	1½	2	3	4½	1½	—
5	1	6	1½	4	3	4½	—	1½
5	1	6	1	6	3	3	—	3
15	3	18				18	4½	4½

表註. K. Marx, A. a. O., S. 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 1039, 岩波文庫版 (11), p. 210.

であり、これにたいして、第9表の場合は、こうした投資が中止されている場合である。そして、マルクスは、この第8表の場合と第9表の場合の差異を「土地所有の法則」の有無にかかわらず、もし、「土地所有の法則」がなければ、第8表のようになるのだが、これがあるために、第9表のようにしかならえないという見解をとっている。

だが、このマルクスの見解にたいして、大内氏は、「土地所有の法則」がある場合に、第9表のように、マイナス利潤を生ずる追加資本が投下されえないのは当然であるとしても、それが無い場合でも、こうした追加投資はなされるはずがないと批判されている。

そこで、以下、われわれは、この大内氏の批判的主張の当否を検討しよう。

まず、われわれは、上記の大内氏の批判的主張のうち、はじめのほうの主張、すなわち、「土地所有の法則」がある場合には、マイナス利潤を生ずるような追加投資は行なわれないのが当然だという氏の主張の当否を検討することにし、その主張の根拠をもっと詳しくきいてみよう。

氏は、この根拠を次のように述べられている。

「マルクスが『土地所有の法則』というばあいには、……かれは、農業資本家とはべつに土地所有者がおり、それが地代を徴収していることをとうぜんのこととして前提している。そして、さきの〔第9表……高島〕のばあいについていえば、はじめの2つの資本が投下されて、合計 4½ ポンドの地代が実現されていれば、3番目の資本はとうぜん 4½ ポンドの地代を払うことを前提として投下されざるをえない。ところがそのばあいには、借地農業者にとっては 1½ ポンドのマイナスが生ずることになるから、かれにとってはこのような投資は不可能だということになると考えるのである。このばあい、事態をもうすこし具体的に、契約期間を考慮に

いれても同じことであろう。すなわち、はじめ借地農業者は 2½ ポンドだけを投下し、3ポンドの地代を支払っていた、つぎの 2½ ポンドを投下することによって、かれは 1½ ポンドの超過利潤をえたが、なお契約が更新されなかったので、それはかれ自身のふところにははいつていた、そういうばあいには3番目の5ポンドを投下して、1½ ポンドのマイナスが生じても、かれはいぜん平均利潤をえられるのだから、一見したところそういう投資も可能のように思われる。だが……、『土地所有の法則』のもとでは、たとえ契約期間が右のようであってもやはり第3次投資はおこなわれないであろう。なぜなら、……こういうばあいわれわれは、この種の土地がただ1箇所しかないと考える必然性はどこにもない。そして同種の土地がいくつかあって、そのあるものは第2次投資までがおこなわれ、あるものは第3次投資までがおこなわれているとすれば、土地所有者は契約の更新にあたって、とうぜんこの種の土地の地代を 4½ ポンドに引上げるであろう。したがって、第1次投資だけしかしていない資本家が追加投資をそれによって強制されるとまったく同様に、第3次投資をしている資本家は、さいごの5ポンドの引上げを強制されざるをえないからである。考えるただ2つの例外は、同種の土地がただ1箇所しか存在しないか、同種の土地のすべてに、いっせいに第3次投資がおこなわれるか、といったばあいであるが、いずれにしても無理な仮定であることには変りはない。2)」

こうして、大内氏は「土地所有の法則」のもとでは、それ自体としてマイナス利潤を生ずるような追加投資は不可能であると結論されている。

この氏の結論は、結論そのものとしては誤りでなく、むしろ正しい論定であって、マルクスも明らかにそうい

う見解をとっていることは、まえに掲げた引用文にみるとうりであり、また、リカードも、われわれが前節でみた、利潤率は2つとはありえないという彼の立言の論旨からいって、とうぜん、そういう見解をとっていると考えてよいのである。

しかし、大内氏の結論が正しいとしても、その結論にいたる氏の論証のしかたについては疑義がないわけではない。氏は、上記引用文のなかで、「同種の土地がいくつかあって、そのあるものは第2次投資までがおこなわれ、あるものには第3次投資までがおこなわれているとすれば、土地所有者は契約の更新にあたって、とうぜんこの種の土地の地代を $4\frac{1}{2}$ ポンドに引上げるであろう。……したがって、第3次投資をしている資本家は、さいごの5ポンドの引上げを強制されざるをえない……」といておられる。だが、第1次投資につき第2次投資を行なう資本家を見て、土地所有が、契約の更新にあたり、この種の土地の地代を $4\frac{1}{2}$ ポンドに引き上げようとするのは当然だとしても、この $4\frac{1}{2}$ ポンドへの地代の引き上げが、土地所有者たちの意図するままに、第2次投資まで行なう資本家にたいしてばかりでなく、さらに、第1次投資だけしかやっていない資本家や第3次投資まで行なう資本家にたいしても、そのまま実現していくのはどうしてであろうか。たとえば、第3次投資まで行なっている資本家については、この第3次投資によって、 $1\frac{1}{2}$ ポンドの超過利潤の減少を生ずるがゆえに、彼は、もはや全体的に $4\frac{1}{2}$ ポンドの地代を支払うことが不可能であることはとうぜんだとしても、なお、3ポンドの地代であるならば、これは十分に支払うことが可能であるはずである。たしかに、土地所有者としては、同種の土地について、3ポンドの地代よりはより高い $4\frac{1}{2}$ ポンドの地代を入手することをのぞむであろう。だが、土地所有者ののぞみがそのままかなえられるというものではない。とすれば、この場合、B地の地代が、一般に、3ポンドではなくて、 $4\frac{1}{2}$ ポンドになるというからには、たんに、土地所有者の願望だけではない、何かその根拠になっているとみるべきである。しかし、大内氏は、この根拠が何であるかについては、なにも説明されないし、また、こうした点が問題になることに、まるで気づいておられないのである。

そして、この疑点が十分納得的に解明されない限り、「同種の土地がただ1箇所しか存在しない」場合や「同種の土地のすべてに、いっせいに第3次投資がおこなわれる」場合には、「土地所有の法則」のもとでも、第3次投資は「例外」的に行なわれると試みてみたところで、わたくしには、なぜそうなのか理解できないのである。

わたくしは、むしろ、氏とは反対に、そのいずれの場合についても、「土地所有の法則」のもとでは、「一般」的に、第3次投資は行なわれえないと解するものである。ただし、「同種の土地がただ1箇所しか存在しない」としても、あるいは、「同種の土地のすべてに、いっせいに第3次投資がおこなわれる」としても、マルクスの考える第9表の条件のもとでは、第1次および第2次投資によって生ずる超過利潤は、「土地所有の法則」を前提として、すべて地代化し、しかも、これが地代化するとすれば、第3次以下の投資はけって行なわれえず、仮りに行なわれたとしても、これは、一種の「錯誤投資」としてすぐに引き上げられることになるからである。

つぎに、われわれは、大内氏の批判的主張のあとのほうの主張、「土地所有の法則」がない場合でも、マイナス利潤を生ずる追加投資は行なわれるはずがないという氏の主張の当否を検討することにし、まずその主張の論拠を詳しくうかがってみよう。

ところで、この氏の論拠は、じつは、われわれが前節でみた氏の所説とまったく同じものである。すなわち、それ自体としてマイナス利潤を生ずるよう追加投資を行なうよりは、これを他にふりむけて平均利潤を獲得するほうが、はるかに資本の本性にかなうものであって、あえて損失を招くような「馬鹿げた」追加投資は行なわれるはずがないということである。そして、氏は、この見解を、第9表について、つぎのようにくりかえされている。

「資本家としては、このおのおの5ポンドの2つの資本[第3次および第4次投資を指す……高島]を、それ自体としては平均利潤を確保しえない形で、いかえれば、かれの第1次ないし第2次投資の生産した超過利潤を蚕食する形で、この土地に投下するよりは、この土地にたいする投資は第2次投資までにとどめ、それによって $4\frac{1}{2}$ ポンドの超過利潤を確保したうえで、第3次以下の投資はこれを他にふりむけて平均利潤を実現したほうがはるかに有利なわけである。それゆえ合理的な資本投下を考えるかぎり、たとえ『土地所有の法則』がなくとも、第3次以下の投資はおこなわれようがないのである。3)」

こうして、大内氏は、マイナス利潤を生ずる追加投資が行なわれえないのは、ほんらい、資本はそれ自体として有利性を追求するという資本の本性、換言すれば、氏のいう「資本の法則」にもとづくものであって、それは、けってマルクスの考えるように「土地所有の法則」によるものではないと主張されている。

しかし、この主張が正しくないことは、われわれが前節において明らかにしたとうりであるから、ふたたびく

りかえす必要はないであろう。

「土地所有の法則」が存在しないと仮定する限り、土地にたいする継起的諸投資が全体的に平均利潤を確保するならば、大内氏の理解とは異なり、たとえ、それ自体としてマイナス利潤を生ずる追加投資であっても、これは十分に行なわれうる。行なわれうるというよりは、そのマイナス利潤によって、はじめの投資による超過利潤が相殺されてゼロになるまで、積極的にそうした追加投資が続行されるのが、むしろ、一般的である。そして、この過程の進行を、マルクスはさきの第8表において説明しているのである。

しかし、土地にたいする継起的諸投資において、一般に、超過利潤がマイナス利潤によって蚕食されてゼロに近づくまで投資が続行されるにしても、それは、あくまでも、土地所有が存在しない場合の傾向的法則にすぎない。これと反対に、土地所有が存在する場合には、この法則はおのずから制限をうける。けだし、最大限の利潤獲得が資本の本性であるとしても、資本相互の競争の結果は、利潤率の均等化をもたらし、資本の最大限の欲求を平均利潤の獲得におしとどめざるをえないがゆえに、たとえ超過利潤を生じている資本であっても、この超過利潤が資本の外部、つまり、借地資本家から土地所有者の手にもちだされるならば、マイナス利潤しか生じないような資本の追加投入によって、平均利潤を削減することは、もはや許されえなくなるからである。したがって、「土地所有の法則」のもとでは、仮りに、マイナス利潤を生ずるような追加投資が続行されるとしても、その続行は、「土地所有の法則」がない場合に比べて、はるか手前で停止されることになる。あるいは、既得の超過利潤がすべて地代化されているという条件のもとでは、その条件が変らない限り、それ自体としてマイナス利潤を生ずるような追加投資は、けっして行なわれえないのである。そして、マルクスは、このことを、さきの第9表において説明しているのである。

くりかえしていえば、「土地所有の法則」がない場合には、超過利潤を相殺し、これをゼロにするまで、マイナス利潤を生ずる追加投資が続行されるのにたいして、「土地所有の法則」がある場合には、その続行が制約されるということである。それゆえ、マイナス利潤を生ずる追加投資が行なわれえないということは、もっぱら、「土地所有の法則」にその根拠があるといわなければならない。しかるに、大内氏は、われわれやマルクスの理解に反して、こうした追加投資が行なわれない根本の原因を、「資本の法則」に求めて、「土地所有の法則」には求められていない。すなわち、まえにみたように、氏は

「土地所有の法則」のもとでも、マイナス利潤を生ずる追加投資は行なわれぬが、それは、けっして「土地所有の法則」のせいではないといっておられる。したがって、この立言によれば、氏にとっては、「資本の法則」が前提される限り、マイナス利潤を生ずる追加投資の不可能性は「土地所有の法則」の有無とは無関係であるということであろう。だが、これまで述べてきたように、マイナス利潤を生ずる追加投資は、「土地所有の法則」がない場合には、その続行が可能であり、反対に、これがある場合には、これによってその続行が制限ないし停止されるのであってみれば、それは、けっして、氏のいうように、「土地所有の法則」の有無いかんと無縁であるということではできないのである。

かくて、われわれの理解によれば、マイナス利潤を生ずる追加資本が投下されるか、されないかは、もっぱら、「土地所有の法則」の有無にかかるのであって、このことを、さらに、前掲第2表のB地の投資の場合を例にとって補足してみよう。

われわれが、前節において、第2表のB地の投資を問題にしたとき、われわれは、はじめに断っておいたように、大内氏の仮定を容れ、土地所有はなく、したがって、超過利潤はすべて資本家のポケットにはいるものと考えて論を進めたのであるが、そこでえたわれわれの結論は、大内氏の見解とは反対に、同一の土地に対する継起的諸投資が全体として平均利潤を確保する限り、たとえマイナス利潤を生ずる追加投資であっても、それは、なお十分に行なわれうるということであった。

では、この同じB地の同じ投資のしかたについて、こんどは、「土地所有の法則」があるとすれば、マイナス利潤を生ずる追加投資はどういうことになるのであろうか。

この場合、まず、問題になることは、すでに前節で指摘しておいたように、「土地所有の法則」のもとでは、第1次投資による12シリングの超過利潤はすべて地代化していると考えられるがゆえに、この地代を積極的に失なうことになる第2次投資が、その同じ「法則」のもとで、どうして可能となるのかという疑問である。そして、この疑問にたいして、大内氏は、まさにそのとおり、「土地所有の法則」のもとでは既得の地代をゼロにするような第2次投資は行なわれるはずがない、したがって、第2表の作成者であるエンゲルスの考えはまちがっていると批判されている。

この大内氏のエンゲルス批判の当否はいずれ次節で解明することにして、ともかく、いま、上記の氏の批判的見解によるならば、B地の第2次投資を不可能とする理

由は、氏にとって、明らかに、「土地所有の法則」にあるということである。しかるに、われわれがまえにみたように、氏は、また別に、マイナス利潤を生ずる追加投資が行なわれないのは、もともと「資本の法則」のためであって、これは「土地所有の法則」の有無と関係がないといわれている。とすれば、この2つの見解はたがいに矛盾する。一方は問題を「土地所有の法則」そのものにかかわらせ、他方は、これを無視するものだからである。したがって、われわれは、この矛盾する2つの見解のうち、どちらを氏の真意として受け取ったらよいのかと迷うのであるが、しかし、氏が「資本の法則」を強調する議論の展開からいって、後者の見解が問題にかんする氏の基本的主張であると解される。すなわち、氏の基本的主張は、マイナス利潤を生ずる追加投資は、「土地所有の法則」の有無にかかわらず、「資本の法則」にもとづいて不可能であるというにあるといつてよい。

しかし、問題のB地の第2次投資の不可能性は、果たして、氏の主張されるように、「土地所有の法則」の有無いかんと関係なしに立証できるものであろうか。

くりかえしていえば、「資本の法則」が前提される以上、それ自体として平均利潤さえ確保できない追加投資は行なわれるはずがないというのが、大内氏のB地の第2次投資を不可能とする根本の理由なのである。だが、いま、この理由によって、B地に、第1次投資につづく第2次投資が行なわれないとすればどうなるか。

とすれば、第1次投資による12シリングの超過利潤は、「土地所有の法則」がないとすれば、これはすべて借地資本家のポケットに収まり、一方、「土地所有の法則」があるとすれば、これはすべて借地資本家の手を離れて土地所有者のふところに移されるはずである。ところで、いま、大内氏のいうように、「土地所有の法則」の有無はどうでもよいというならば、この第1次投資による12シリングの超過利潤はすべてB地の借地資本家のポケットにはいるものと考えてもふつごうではないだろう。だが、B地の借地資本家にとって、こうした超過利潤の入手はいつまで継続的に許されるであろうか。なるほど、B地の借地資本家にとっては、投資は第1次のものだけにとどめて、第2次投資は行なわないことが最大限の利潤を獲得する途であろう。したがって、借地資本家個人としては、そうした投資のしかたをのぞむかも知れないが、しかし、そののぞみがそのままかえられるものではない。不幸にして、B地の借地資本家としての耕作者ないし耕作希望者は1人だけに限られるのではなく、多人数あると考えられるべきである。のみならず、借地資本家とは別に土地所有者が存在する限り、土地所

有者は借地資本家の入手する超過利潤を地代として支払うことを要求する。もし、これが借地契約の期間中であるならば、その期限満了にあたって、かならず、これを要求するにちがいない。このとき、仮りに、借地資本家がこれに応じなければ、土地所有者はその借地契約を解約して、要求する地代の支払に応ずる別の借地資本家に新しく土地を貸しつけるであろう。一方、これに応ずる借地資本家にしてみれば、土地所有者の要求するとおりの地代を支払っても、その借地にたいする資本投下によって、なお平均利潤が入手できるのであるから、他の資本家にくらべても、あえて不満はないはずである。

こうして、B地の借地資本家は、たとえその投資を第1次投資だけにとどめて、超過利潤を確保しようとしても、これは、けっして、ながく許されるものではなく、いずれ、その超過利潤は地代として土地所有者に引き渡さざるをえなくなるのである。そして、このことについては、マルクス以前、すでにリカードが、2つの利潤率は同時に存在しえないというかたちで明確にしていること、われわれがまえに述べたところである。

さて、B地の借地資本家が第1次投資だけでやめてその超過利潤を保持しようとしてもできないということは、いうまでもなく、「土地所有の法則」が存在するからである。そして、これが存在し、第1次投資による超過利潤がすべて地代化されるのであってみれば、もはや、そこで、マイナス利潤を生ずるような第2次投資を行なうことは不可能であるといわねばならない。なぜなら、この第2次投資によって、諸投資全体はもはや平均利潤さえ確保できないからである。一方、「土地所有の法則」が存在しないとすれば、われわれがすでに前節において論証したように、たとえ、マイナス利潤を生ずる第2次投資であっても、これは可能である。すくなくとも、この第2次投資が第1次投資とあわせた資本全体として平均利潤を確保する限り、これは可能なのである。したがって、問題のB地の第2次投資が可能であるか、不可能であるかは、もっぱら、「土地所有の法則」の有無いかんに依存するといわねばならない。

そして、B地の第2次投資の不可能性が、なにはおいても、「土地所有の法則」の存在によるとするならば、それは、けっして「資本の法則」のせいではないのである。大内氏のいわれる「資本の法則」とは、われわれの理解による限り、最大限の利潤を獲得しようとする資本の個別的当為を意味するだけであって、それは、もともと、そうした資本の個別的当為を基礎としながらも、資本相互の競争によって、この当為を離れ、また、この当為を無意識的に規制する社会の内的・強制的法則とはけ

っしていいえないものである。

かくて、われわれの正しい理解にしたがえば、大内氏のマルクス批判の主張、すなわち、それ自体としてマイナス利潤を生ずる追加資本は「資本の法則」にもとづくことによって、つねに投資されえず、しかも、その不可能性は「土地所有の法則」の有無と無縁であるという氏の主張が、いかに誤謬であるかは、もはや論議の余地なく明白であろう。

もっとも、こういっても、なお、疑問は残るであろう。すなわち、第2表のB地について、「土地所有の法則」があるならば、第1次投資による超過利潤はすべて地代化されるわけだから、そうなると、もはや、マイナス利潤しか生じえない第2次投資は行なわれえないはずである。にもかかわらず、第2表において、この不可能なはずの第2次投資が現におこなわれるようになってきているのはどうしてかという疑問である。この疑問は、いちおうもっともな疑問であるが、その解明は次節にゆずることにする。

なお、われわれは、この機会に、第2表のB地を除くC、D、E各優等地における追加投資の問題についても、かんたんに、ふれておこう。

前節での仮定のように、「土地所有の法則」がないものと前提すればC、DおよびEの各優等地において、第1次および第2次の両投資にひきつづき、さらに生産性の低下する第3次以下の諸資本がなおも投下されうはずである。なぜなら、「土地所有の法則」が前提されない以上、前述したように、超過利潤を削減し、ついにはこれをゼロにするまで、マイナス利潤を生ずる追加投資の続行は十分、可能であるといってよいからである。だが、げんに、第2表において、これらの優等地における追加投資が第2次投資までにとどまっているのは、いうまでもなく、「土地所有の法則」が前提されて、第1次および第2次の両投資によって生じている超過利潤はあげて地代化され、借地資本家の手には、もはや、平均利潤しか残されていないからである。

- 註. 1) K. Marx, A. a. O., S. 784~5, 邦訳前掲, 青木文庫版 (12), p. 1038, 岩波文庫版 (11), p. 209~210. ただし傍点は高島。
2) 大内, 前掲書, p. 107~9.
3) 大内, 前掲書, p. 110.

V. 穀価の「平均原理」による決定では「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなるか

われわれは、さいごに、大内氏の主張の第4の「論拠」、市場調整的価格が、もし、「限界原理」によらず、「平均原理」によって決定されるとすれば、「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなるという論点を検討しよう。

さきにもたように、大内氏は、差額地代Ⅱにかんする表のシステムとして、「限界原理」によるものを「マルクスの方式」、平均原理によるものを「エンゲルスの方式」とよんで両者を峻別し、このうち正しいのは前者であって後者ではないと主張されている。そして、氏は、この主張にもとづき、差額地代Ⅱをもたらず市場調整的価格の決定が、もし、仮りに、誤った「エンゲルスの方式」によるものであるならば、『資本論』第3巻第44章のマルクスによって述べられている「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなり、また、これが、正しい「マルクスの方式」によるものである限り、第43章のエンゲルスによって補足されている「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」は理解できなくなるとして、このことを、両章をつうずるマルクスとエンゲルスとのあいだに考えかたの相違があることの証拠とされている。

そこで、いま、氏によって提起されているこの問題を詳しくうかがえば、以下のようである。

まず、第43章のエンゲルスによって補足されている「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」にかんする問題をみれば、これは、大内氏によって、この「場合」の代表的事例と考えられているエンゲルス作成の前掲第3表の例について、つぎのように述べられている。

「ここでは、『生産価格が高騰するばあい』が問題であるから、限界地 A にも第2次投資がおこなわれ、市場価格が3ポンドから4ポンドに高騰したものと考えられている。だが問題はこの1クオーター4ポンドという販売価格にある。それは明らかに限界地Aの2つの投資合計5ポンドの平均生産価格として与えられている。もし、このばあいA地の第2次投資が単独で平均利潤を要求するとすれば、市場価格は6ポンドでなければならないであろう。そうなればA地には3ポンドの地代が生ずることになり、この例はむしろ『最劣等地にも生ずる差額地代』の例になってしまうのである。そうならないで、

ともかくこの形式が成立つ秘密は、こういうわけで A 地の総資本の平均が販売価格を決定するとされている点にあるわけである。¹⁾

そして、氏は、この叙述について、さらに、以下にみる註記をほどこされている。

「この『差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が高騰するばあい』は、マルクスによって表題が与えられていただけで、もっぱらエンゲルスが書いたものである……。このばあいマルクスがどうして表題だけを与えて内容を書かなかったのかはわからない。あるいはたんに時間がなかっただけのこともかもしれない。しかしマルクスの原稿の順序からいっても第37、45—47、38—44章という順に並んでいたというのだから……。第44章がいちおうできあがっているのにそのまえの第43章ができていないというのは、奇妙である。そのせんさくはともかくとして、かりに生産性のもっとも低い投資が単独で市場価格を規定するというマルクスの方式を貫けば、この章は第44章『最劣等地にも生ずる差額地代』と一致してしまうのであって、独立の章とはなりえない。ただエンゲルスの方式のもとでのみ独立の章となりうるのである。そう考えると、マルクスがこの章を書かなかったことにいみがありそうである。²⁾

つぎに、第44章のマルクスによって書かれている「最劣等地にも生ずる差額地代」にかんする問題をみれば、これは、大内氏によって、その1例としてあげられているマルクス作成の前掲第5表の例について、つぎのように述べられている。

「しかし、エンゲルスの方式にしたがえば、B地は $9\frac{1}{2}$ ポンドの生産費〔平均利潤を含む……高島〕で $4\frac{1}{2}$ クォーターを生産したのであるからB地の生産物の生産価格は1クォーターあたり $2\frac{1}{9}$ ポンドでなければならないであろう。それは明らかにA

地の個別的生産価格1クォーター3ポンドより低い。したがってこのばあいには調整的市場価格はA地の生産価格3ポンドによって与えられ、A地は地代を生じえないことにならざるをえない。すなわち〔第5表……高島〕をエンゲルスの方式によって書きなおせば、第10表のごとくなるであろう。こうしてここでは『最劣等地にも生ずる差額地代』は完全に抹殺されてしまうことになる。³⁾

そして、氏は、この叙述につづき、さらに行をあらためて、以下のようにいわれている。

「ところでこのばあい、A地に差額地代が生じなくなるのは、B地の第2次投資まであわせた平均生産価格が、A地の生産価格より低いからであった。では、もしB地の平均生産価格がA地の生産価格より高かったらどうなるであろうか。すなわち、たとえばB地の第2次投資の生産費が $3\frac{1}{2}$ ポンドではなく6ポンドであり、しかもその生産物は1クォーターではなく $\frac{1}{4}$ クォーターであったとしたらどうなるであろうか。そのばあいにはB地の平均では $3\frac{3}{4}$ クォーターが12ポンドで生産されたことになるから、1クォーターの生産価格は $3\frac{1}{3}$ ポンドになる。そこで第10表は第11表のごとくに変るであろう。このばあいには一見最劣等地に差額地代が生じたようにみえる。しかしそのかわり、B地は無地代になってしまうざるをえないのである。このばあい、……B地が新たに最劣等地になり、A地は優等地になったと考えるべきではないであろうか。そして最劣等地にも生ずる差額地代は、このばあいにもやはり解明できないというべきではないであろうか。いずれにしても、耕作されているすべての土地に地代を生ずるということは、エンゲルスの方式では、絶対地代を導入しないかぎり絶対に説明できないのであり、差額地代の範囲ではどこかに無地地代を想定せざるをえないことになるのである。⁴⁾

第10表：『資本論』第44章のマルクスのあとの表にかんする大内氏の訂正表（「平均原理」）

土地種類	エーカー	生産費 (ポンド)	生産物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	地代 (ポンド)
A	1	3	1	3	0
B	1	$9\frac{1}{2}$	$4\frac{1}{2}$	3	0
C	1	6	$5\frac{1}{2}$	3	$10\frac{1}{2}$
D	1	6	$7\frac{1}{2}$	3	$16\frac{1}{2}$
計	4	$24\frac{1}{2}$	$18\frac{1}{2}$		31

表註．大内，前掲書，p. 101.

第11表：『資本論』第44章のマルクスのあとの表にかんする大内氏の変例

土地種類	エーカー	生産費 (ポンド)	生産物 (クォーター)	販売価格 (ポンド)	地代 (ポンド)
A	1	3	1	3½	½
B	1	12	3¾	3½	0
C	1	6	5½	3½	11¾
D	1	6	7½	3½	18
計	4	27	17¾		29¾

表註. 大内, 前掲書, p. 101.

さて、大内氏によって提起されている以上2つの問題のうち、はじめのもの、すなわち、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格が「限界原理」によって決定されるとすれば、第43章のエンゲルスによって書かされている「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」は結局、「最劣等地にも生ずる差額地代」と同じ場合になるという大内氏の批判については、これは、かならずしも、第43章のこの「場合」についてだけ起こるというものではないであろう。需要をみだすに必要な最劣等の追加投資の個別的生産価格によって市場調整的価格が決定されるとするならば、たとえ「生産価格が上騰する場合」であろうと、なかろうと、必然的に最劣等地にも差額地代を生ずることになるからである。たとえば、A地が追放されてB地が新しく最劣等地になっている前掲第6表の場合について、もし、その市場調整的価格が、この表のようではなく、最劣等の投資であるB地の第2次投資の個別的生産価格によって決定されるとするならば、市場調整的価格は明らかにまえより低下しながらも、なお、最劣等地Bにも差額地代を生ずることになる。

そこで、こうした理解のもとに、前掲第2表について、もし、その市場調整的価格が「平均原理」ではなくて、「限界原理」によって決定されるものと仮定するならば、これは、第12表のように書きあらためられるであろう。

この第12表は、第2表と同様に、第1表を前提とす

る変化表と考えてよいが、これにおいては、みられるように、最劣等地Aにも差額地代を生じている。これは、いうまでもなく、市場調整的価格が最劣等の投資であるB地の第2次投資の個別的生産価格によって決定されると仮定されるからである。

ところで、第12表と第2表とを比較して、その差異をみれば、これは、もっぱら、市場調整的価格がどのように決まるかにあるのであって、第12表においては、その市場調整的価格が「限界原理」によって決定されるがゆえに、A地にも差額地代を発生し、これに対して、第2表においては、その市場調整的価格が「限界原理」によって決定されず、むしろ「平均原理」によって決定されるがゆえに、A地には差額地代を生じていないのである。とすれば、この第12表と第2表の差異の問題は、大内氏によって提起されている2つの問題のうちのもの、すなわち、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格が「限界原理」によらず、「平均原理」によって決定されるとすれば、第44章のマルクスによって書かれている「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなるという問題とまったくその本質を同じくするといえてよい。

したがって、われわれは、大内氏の提起されている問題を、以下、第2表と第12表の差異の究明というかたちで、検討することにしたい。このかたちで、問題を究明するのは、われわれが、これまで、第2表を中心とし

第12表：『資本論』第43章のエンゲルスの表13
にかんする改変（「限界原理」）

土地種類	生産費 (シリング)	生産物 (ブッシェル)	販売価格 (シリング)	取 益 (シリング)	地 代 (シリング)
A	60	10	7½	75	15
B	60+60=120	12+8=20	7½	150	30
C	60+60=120	14+9½=23½	7½	175	55
D	60+60=120	16+10¾=26¾	7½	200	80
E	60+60=120	18+12=30	7½	225	105

て論議を展開してきたので、これとのつながりのうえで便宜であると考えられるからである。

さて、第2表と第12表とを対比するとき、そこに提起されるもっとも重大な問題は、市場調整的価格の決定をめぐる、なぜ、一方は「平均原理」が支配するとされるのに対して、なぜ、他方は、これと異なって「限界原理」が支配するとされるのかという問題である。

この問題について、まず、われわれは、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定原理としての「平均原理」と「限界原理」とは、大内氏やそのほかの諸氏の解するような、いわば絶対的な二者択一的性質のものではないと考える。「平均原理」によるか、「限界原理」によるかは、もっぱら、決定さるべき市場調整的価格にかんする所与の条件のいかんによる相対的・可変的なものであって、けっして、絶対的・固定的なものではないのである。

とすれば、「平均原理」と「限界原理」の両原理がそれぞれの場合に支配原理となる条件は何か、つまり、第2表において「平均原理」が支配するのはいかなる条件によるのか、またこれに反して、第12表において、「限界原理」が支配するのはいかなる条件によるのかという点を明確にすることこそ、われわれの解明しなければならない根本問題である。

そこで、われわれは、この根本問題を究明するために、まず、われわれがまえに解決を保留していた疑問を検討することからはじめよう。

まえに解決を保留していた疑問というのは、第2表について、第1次投資だけの場合には12シリングにたっていたB地の地代は、さらに第2次投資が行なわれるとき、ゼロになってしまうのであるが、このように積極的に地代を喪失せしめるような投資が、土地所有のもとで、どうして可能であるのかという疑問である。そして、この疑問は、また、つぎの疑問——すなわち、われわれは、前節において、マイナス利潤を生ずる追加資本が投下されるか、されないかは、大内氏の見解とは異なり、「土地所有の法則」の有無にかんにかかり、「土地所有の法則」がある場合には、そうした投資は不可能になるという見解を示したのであるが、それならば、第2表において、B地の第2次投資は不可能となるはずなのに、この表の作成者であるエンゲルスは、どうして、これが可能であると考えているのか——という疑問と同じ内容のものである。

この疑問は、土地所有者といえども、彼らが資本主義社会のもとにおける財産利用収益者である以上、できる

だけ多くの収入をのぞむのはとうぜんといえるから、一見、もっともと思われる疑問である。たしかに、土地所有者個人としては、だれでも、土地貸付によって、できるだけ多くの地代をあげることにつとめるであろう。このため、第2表のB地についていえば、その土地所有者は、いずれも、第2次投資が行なわれることによって、地代をすべて失なうよりは、投資は第1次投資だけに限られ、これによって12シリングの地代を入手するほうが有利であることは明らかなどころであるから、これを願望するにちがいない。

しかし、まえに述べたと同じように、この個人の願望は、それが、けっして、そのまま社会的に実現するものではないのである。なぜなら、土地所有者＝土地貸付者がただ1人しかいないというなら話しは別であるが、ふつうには、そうではなくて、土地貸付者も土地借受者もそれぞれ大勢おり、しかも、この両者のあいだには相互の対立的な競争関係があると同時に、また、この両者のおおのの側においても内部的な競争関係が存在すると考えなければならないからである。そして、こうした社会的諸競争関係がいわば無意識的なかたちで各個人を強制し、しかも、この強制にしたがって各個人が行動する限り、問題のB地には、ほんらい、「土地所有の法則」のもとでは不可能とさえみられるマイナス利潤を生ずる第2次投資がおのずから遂行されることになり、さらに、これにともなって、この土地の地代も12シリングからあえてゼロにまで引き下げられるという事態を生じてくるのである。

そこで、われわれは、この事情を、以下、もっと詳しく説明しよう。

まえに述べたように、第2表は、第1表を出発点とする変化表であるが、これは、最劣等地Aを除く各優等地に生産性の低下する第2次投資を行なうことにより、穀物生産を増加し、これによって増大する需要に応じつつも、なお、その全需要をみたすためには、いぜんとしてA地の投資が必要であるのみならず、またB地の第2次投資をも不可欠とする結果、市場調整的価格は、A地の投資の個別的生産価格、あるいは、これと同じである、B地の第1次投資と第2次投資とを合わせた資本全体の個別的平均生産価格に一致して、もどおり、1ブッシュェル6シリングに決定されているという場合である。

ところで、第1表から第2表へのこの推移において、需要の増大に応ずる追加資本の投下が、最優等地Eにはじまって、以下、D、C、B地の順に行なわれるものと仮定し、いま、C地にまで行なわれている第2次投資がまだB地にはおよばないとするならば、このとき、市場

価格は、供給の不足によって、1ブッシェル6シリング以上に上騰しているであろう。

そこで、B地の借地資本家のなかには——われわれも、大内氏の主張のように、B地の借地資本家はただ1人と限らず多数おり、しかもB地の第2次投資はすべていっせに行なわれずに順次に行なわれるものとする——この価格上騰の機会を利用して利潤の増大をはからんとし、これまでの12シリングの地代を負担しながらも、あえて第2次投資を進めるものを生じてくる。もちろん、この地代を負担する限り、マイナス利潤を生じて第2次投資を行ないえない借地資本家もあることは否定できない。しかし、B地の各借地資本家がすべて、その土地全部について第2次投資を行なわない以上、供給不足は続いて、価格はいぜん1ブッシェル6シリング以上の上騰状態を示すことはたしかである。

こうして、一方では、12シリングの地代負担がありながら、他方では、価格の上騰にささえられて第2次投資が進み、しかも、この第2次投資がB地の大部分にわたって拡大されてゆくとすれば、いったん上騰した価格はこんどは低落に転じて1ブッシェル6シリングの水準に近づき、また、これにともなって、地代もはじめの12シリングから、しだいにゼロにまで低下してゆく。

ところで、この過程において、第1次投資だけが行なわれていた段階で12シリングの地代を入手していた土地所有者は、第2次投資が行なわれることになっても、やはり、もどどうり、借地資本家にたいして、同額の地代を支払うことを要求するであろう。おそらく、土地所有者は、借地契約期間中には、借地資本家が第2次投資を行なうかどうかについて、文句をつけないとしても、契約の更新にさいしては、第2次投資が行なわれているかないかに関係なく、借地資本家にたいして、まえと同じ12シリングの地代支払を強要するにちがいない。そして、借地資本家がこれに応じなければ、土地所有者は再契約を拒否するかもしれないし、また、借地資本家としても、もどどうり12シリングの地代を支払えば、第2次投資が不可能となるものがあることはたしかであるから、そうした彼らは、もちろん、この条件の再契約には応じないであろう。

しかし、そうなれば、必要な供給はますます確保されず、このため価格は上騰することになる。そして、価格が上騰すれば、これにささえられて、たとえ12シリングの地代の重荷を負いながらも、なお第2次投資を進めてゆく借地資本家があることは、すでにわれわれの述べたところである。

そこで、ここには、一方では、もどどうりの12シ

リングの地代を確保しようとする土地所有者があり、また他方では、この地代負担のもとでも第2次投資を押し進めようとする借地資本家があるのであって、彼らは、たがいに相対立しているわけである。だが、問題の第2表がその表のように作成されているということ、つまり、その表のB地について、第2次投資が「土地所有の法則」のもとでも遂行され、しかも、この結果、まえに12シリングであった地代がゼロにされているという事実にも照して考えれば、この場合、後者が前者よりも優勢に進行すると想定されていると解しなければならぬ。つまり、この第2表は、次の前提、すなわち、第1表を出発点として、その後の需要の増大に応じ、いったん上騰した価格が、第2次投資の進行によって、ふたたび1ブッシェル6シリングの価格におちつき、この1ブッシェル6シリングの価格に必要な供給があますところなく確保されるまでに、土地所有者によってえられるであろうところの12シリングの地代が、すべてのB地にまで強制されるまえに、すでに大部分のB地には、借地資本家によって第2次投資が押し進められているという前提⁵⁾のもとに作成されている。そして、この妥当な前提のもとづく限り、エンゲルスの作成するこの第2表にはなんの誤りもないのである。

くりかえしていえば、第2表において、B地の第2次投資は、12シリングの地代負担のもとにありながら、なお、その負担に抗して、B地の大部分に普及してゆくと考えられている。そして、ひとたび、B地の大部分に第2次投資が普及するにいたるならば、この場合の地代に転化すべき超過利潤の発生条件は、またおのずから、第1次投資だけが行なわれている場合にくらべて、変わってくる。すなわち、B地に第1次投資だけが行なわれている段階では、投下資本の標準的規模は単位面積あたり50シリングであって、この資本量を規準として、10シリングの平均利潤のほか、12シリングの超過利潤が創出されていたが、第2次投資がB地の大部分に普及している段階では、投下資本の標準的規模は、まえの2倍の100シリングに拡大し、さらにこれを基準としてあげられる平均利潤も同じ2倍の20シリングに増大するにもかかわらず、もはや、そこには、超過利潤の発生せしめる余地はまったくなくなっている。こうして、超過利潤が発生しないところに、地代が生じないのはとうぜんである。もともと、資本制地代は、借地資本家の取る利潤のなかから、土地所有者にたいして、収益の源泉とみなされる土地の使用料として支払われるものであっても、それは、けっして、利潤から平均利潤を控除した残り以上のものでなければ、以下のものでもないからであ

る。

かくて、B地の全体に第2次投資が行き渡るとき、ここでは、もはや、第1次投資と第2次投資の区別はなくなり、ただ、資本全体として平均利潤だけが確保されているという状態が現われる。そして、B地全体の第2次投資が第1次投資とならんで、必要な全供給を確保するのに不可欠であると前提されているために、この場合の市場調整的価格は、B地の2つの投資をあわした総資本の個別の平均生産価格に一致して決定され、しかも、市場調整的価格が、こうした「平均原理」によって決定されるがゆえに、まえに12シリングにたっていたB地の地代はいまやゼロになる。

さて、このように、第2表のB地の地代がゼロになるということは、まえにも述べたように、結局は、土地所有者および借地資本家をめぐる諸競争の結果にはかならない。もっと具体的にいえば、この諸競争のうち、なかんずく基本的となる土地所有者と借地資本家との対立、つまり、12シリングの地代を確保しようとする土地所有と、この地代負担にもかかわらず利潤の増大のために第2次投資を推進しようとする借地資本家との対立において、後者の力が前者の力にまさっていることが、その根本要因なのである。

だが、第2表において、借地資本家の力が土地所有者の力より優勢となるのは、それ相当の根拠がある。第2表と対比される第12表をみれば、この場合は、第2表の場合とは逆に、むしろ、土地所有者の力が借地資本家の力より優勢であると考えられる。そして、両表の土地所有と借地資本との力関係において、こうした差異がみられるということは、それぞれの市場調整的価格がその水準において決定されんとするときの市場の状態⁶⁾、いいかえれば、そのときの需給相互の関係において、また、たがいに相違があるからであって、しかも、この相違がその差異をもたらす根拠となっているのである。

第2表と第12表においては、各等級地によって生産される穀物の総計はいずれも等しく110ブッシェルであって、しかも、この同じ穀物総量によって、それぞれの全需要が過不足なく満たされるものと考えられている。だが、この両表における穀物の市場調整的価格は同一ではなく、第2表では、これが1ブッシェル6シリングであるのたいして、第12表ではこれが7 $\frac{1}{2}$ シリングになっている。このように、第12表のほうが高いのは、いうまでもなく、その市場調整的価格が、第2表とは異なり、「限界原理」によって決定されているからである。しかし、いま、問題は、この決定の事実にあるのではなくて、その決定のされかたにある。すなわち、第2表と第12表

とは、いずれも等量の穀物を対象として需要と供給とがたがいにあい均衡しているにもかかわらず、その市場調整的価格はそれぞれ異なって、第2表の場合は第12表の場合よりより低くなっているという点が問題である⁷⁾。

ところで、第2表と第12表とが、このように、市場調整的価格において異なっているということは、それぞれの市場調整的価格がまさにその水準において決定されようとするときの市場の状態において、またそれぞれの相違があるということを示すものにほかならない。すなわち、第2表と第12表とでは、そのときの需給相互の相対的關係にそれぞれの相違があり、第2表の場合は第12表の場合にくらべて、供給は需要よりより強く、あるいは同じことであるが、需要は供給よりより弱い状態にあることを示している。だがゆえに、両表とも、等量の穀物を対象に需給はたがいに均衡していながら、第2表の場合は第12表の場合にくらべて、市場調整的価格がより低く決定されるということになっている。

さて、第2表の場合は、第12表の場合にくらべて、需要は供給より劣勢であり、また供給は需要より優勢であるということは、一方では、第2表の場合の需要は第12表の場合ほどの強い力をもたないこと、いいかえれば、第12表の場合にみるような高い市場調整的価格を許すほどの強い需要力をもたないことを意味すると同時に、また他方では、第2表の場合の供給は、第12表の場合以上に強い力をもつこと、いいかえれば、第12表の場合にみるような高い市場調整的価格を成立させないほどに強い供給力をもつことを意味している。したがって、需要の面についていえば、第2表の場合は第12表の場合にくらべて、需要の力はより弱いがゆえに、土地所有者が高い穀物価格をバックとして高い地代を借地資本家に要求する力はより弱いとみなければならぬであろうし、また、供給面についていえば、第2表の場合は、第12表の場合にくらべて、供給の力はより強いがゆえに、借地資本家たちの生産上の相互競争はより活発に行なわれ、彼らの利潤増大のための第2次投資もより強く、かつより短期間に推進されるものとみなければならぬであろう。

こうして、第2表の場合と第12表の場合とでは、需給相互の相対的關係が逆であり、第2表の場合は、第12表の場合にくらべて、需要は供給より劣勢であり、また供給は需要より優勢であるという市場の状態になっていることが、おのずから、前者の場合の市場調整的価格を後者の場合のそれ以下にしている根拠であり、また、ひいては、土地所有者の力よりもむしろ借地資本の力をより強くしている根拠なのである。

以上、われわれは、第2表の、市場調整的価格が「平均原理」によって決定されている場合のその成立条件を明らかにしたので、こんどは、これと異なって、市場調整的価格が「限界原理」によって決定されている第12表の場合の成立条件について検討しよう。

われわれの作成する第12表は、この表における諸投資のうち、最劣等の生産性をもつB地の第2次投資の個別的生産価格によって市場調整的価格が決定され、このため、最劣等地Aにも差額地代が発生すると想定する場合である⁸⁾。そして、大内氏によれば、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格は、つねに、「限界原理」によって決定されるべき性質のものであるので、ほんらい第2表は成立せず、これと同じ条件のもとで成立するとすれば、それは、もっぱら、この第12表のような成立のしかたであると、氏は主張されるにちがいない。しかし、われわれがすでに立証したように、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定は、つねに、「限界原理」によるとはいえず、「平均原理」によっても、それは十分に可能なのである。それゆえ、われわれは、まゝに、第2表の成立することを、その条件の究明によって、いっそう明確にしたのであるが、しかし、だからといって、逆に、「限界原理」による第12表の成立を否定しようとするものではない。第12表のように、「限界原理」にもとづく市場調整的価格の決定であっても、その決定にかんする条件さえ整えば、これは、おのずから成立してくるのである。

さて、第12表について、まず、われわれは、まゝの第2表の場合と同じような仮定を設けて、問題の考察をはじめよう。すなわち、第12表においては、第1表を出発点とし、その後しだいに需要が増大するが、これに応ずる供給の増加は、E、D、C、Bの各等級地の順に第2次投資が行なわれることによって果たされるものと仮定する。この場合、第2次投資がC地まではすでに行なわれているが、まだB地にはおよんでいないとするならば、このB地の第2次投資は全供給を確保するために不可欠な投資であると前提されているがために、供給はとうぜん不足して、市場価格はおのずから1ブッシェル6シリング以上に上騰するであろう。そこで、いま仮りに、この価格の上騰は1ブッシェル7 $\frac{1}{2}$ シリング以上にたっしているとして想定する。

とすれば、この価格の上騰によって、B地の借地資本家は、たとえ彼らがまゝと同じ12シリングの地代を負担するとしても、第2次投資を推進することはまちがいない。なぜなら、彼らは、この第2次投資を行なうことによって、12シリングの地代を土地所有者に支払って

も、なお20シリングの平均利潤のほか、18シリング以上の超過利潤を入手できるからである。だが、一方、土地所有者は、この18シリング以上の超過利潤が借地資本家のポケットにはいることをみのがすはずはなく、これをすべて、地代として引き渡すことを要求するであろう。すくなくとも、借地契約期間が満了し、再契約が行なわれる機会には、土地所有者は、かならずといってよいほど、借地資本家にたいしてこれを強要するであろう。

ところで、B地の借地資本家が、価格の上騰にささえられ利潤増大のために第2次投資をしたいにB地の大部分にまで押し進めるとき、これにともなって、いったん上騰していた価格はこんどはぜんじ低落に転ずることはたしかである。さて、このさい、B地の借地資本家による第2次投資がその土地の大部分におよび、これによって上騰した価格が1ブッシェル7 $\frac{1}{2}$ シリングの線まで低落し、しかも、この価格で需要がみだされるまでにえられるであろうところの、借地資本家の第1次投資と第2次投資とによるすべての超過利潤を、あげて地代として固定化する時間的余裕を土地所有者がもつならば、このとき、市場調整的価格は1ブッシェル7 $\frac{1}{2}$ シリングに決定され、さらに、この決定によって、B地の地代は30シリングとなり、また、これによって、おのずから、最劣等地Aにも15シリングの地代が発生することになる。

さて、この第12表の場合のように、市場調整的価格が、「限界原理」によって、「平均原理」による第2表の場合以上に高い水準に決定されているということは、第2表の場合にくらべて、市場の状態、すなわち、需給相互の相対的關係が、需要がより強く、供給はより弱いという状態になっていることを前提とするであろう。第12表の場合は、第2表の場合にくらべて、需要がより強く、供給がより弱いゆえに、より高い市場調整的価格が実現すると考えられるからである。また、第12表の場合は、第2表の場合にくらべて、需給相互の相対的關係がそうになっているがゆえに、これを基礎として、土地所有の力は借地資本の力にまさって高い地代を要求し、しかも、これが、結局、可能ならしめられているのである。

そして、このように、土地所有の力を借地資本の力より優勢ならしめる前提は、第12表の場合、第2表の場合と対比して、明らかに設けられているとみなければならぬ。すなわち、第12表の場合にも、第2表の場合と同じように、各等級地からあげられる総計110ブッシェルの穀物によって需要が過不足なくみだされるものと

想定されているのであるが、しかし、この第 12 表の場合の市場調整的価格は、第 2 表の場合の 1 ブッシュェル 6 シリングよりは $1\frac{1}{2}$ シリングも高い $7\frac{1}{2}$ シリングになっている。つまり、この第 12 表と第 2 表の両表においては、いずれも、等量の穀物を対象に、需給がいに均衡するとされながら、その市場調整的価格の水準はそれぞれに相違するとされている。ということは、第 12 表の場合には、第 2 表の場合とくらべて、市場の状態、すなわち、需給相互の相対的關係が、需要は供給よりより優勢であり、あるいは同じことであるが、供給は需要よりより劣勢である状態にあることを示すものにほかならない。そして、この点にこそ、われわれは、第 12 表を第 2 表と異なって成立させるもっとも基本的な条件の相違があるものと考えてるのである。

これまで、われわれは、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格の決定が「平均原理」によって行なわれる場合の第 2 表と、これに反して、「限界原理」によって行なわれる場合の第 12 表とのその成立条件の差異について検討してきたが、これによってえられた一応の結論のうち、もっとも重要なものは、その両者における市場の状態の相違という基本的条件の相違である。すなわち、この相違を基礎として、一方は、「平均原理」による穀価の決定が行なわれ、他方は、「限界原理」によるその決定が行なわれているのである。したがって、われわれは、この点を、もうすこし論述しておこう。

市場の状態の相違ということは、まえに述べたように、需給の正しい均衡のもとに、その決定されんとする市場調整的価格がいかなる水準のものとして実現されるかの相違として示される。すなわち、同じ条件のもとで、より高い穀価水準が実現すれば、それはより低い水準の実現の場合に比べて、需要は供給より相対的により強く、あるいは、供給は需要より相対的により弱い状態にあるとみななければならない。そして、こうした市場の状態の相違によって、一方では、土地所有の力の介入を許して、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格を「限界原理」によって決定することを可能ならしめ、他方では、その力の介入を許さずに、市場調整的価格を「限界原理」によって決定することを不可能ならしめ、むしろ、「平均原理」によって決定されるような事態を生ずるのである。

したがって、第 12 表の場合に、市場調整的価格が土地所有の力の介入によって「限界原理」的に決定され、最劣等地 A にも差額地代を生じているとはいえ、それは、けっして、独占地代の場合にみるような、土地所有

の独占的支配にもとづく非自由競争下の、価値以上の価格の吊りあげと同視すべきではない。差額地代Ⅱにかんする限り、資本の自由競争、したがって、価格が変動すれば、これに応じて需給が変化し、またその逆に需給が変化すればこれに応じて価格も変動するという機構は、独占価格、ないし、これにもとづく独占地代の場合と異なっており、十分に確保されており、たとえ、土地所有の力の介入によって、市場調整的価格が「限界原理」的に決定されても、これは、そもそも、その土地所有の力の介入は許容するような基礎条件がそなわっているからにほかならない。すなわち、そこでは、供給にくらべての需要の相対的優勢という事態があらかじめ前提されているからである。それゆえこの前提を欠く限り、たとえ土地所有の力、いいかえれば「土地所有の法則」が作用しても、差額地代Ⅱをもたらし市場調整的価格は、けっして「限界原理」によっては決定されず、むしろ第 2 表の場合のように「平均原理」によって決定されるのである。

第 2 表において、市場調整的価格は、「平均原理」にしたがって、1 ブッシュェル 6 シリングに決定されているが、ここに、土地所有者が地代の増額を要求し、これによって、市場価格が、一時的に、仮りに第 12 表の場合のように、 $7\frac{1}{2}$ シリングに上騰したとしよう。このとき、供給を不変とすれば、この市場価格の上騰によって、ふつうには需要が縮小するはずである。そこで、需要が縮小すれば、一時的に $7\frac{1}{2}$ シリングに上騰していた市場価格は、こんどは逆に低落する。そして、市場価格が低落すれば、たとえ、土地所有者が、その土地所有の力にもとづいて、地代の増額を要求してみたところで、これが借地資本家によって容れられるわけではない。したがって、この場合、市場価格はふたたびもとの 1 ブッシュェル 6 シリングの水準にまで低落して、土地所有者の地代増額の要求は容れられず、彼らの入手する地代は、いぜん、もとどおりということになるであろう。

ところが、この同じ仮定において、土地所有者の地代増額の要求により、市場価格が 1 ブッシュェル $7\frac{1}{2}$ シリングに上騰しながらも、供給は不変とする一方、ふつうなら縮小するはずの需要が縮小せず、しかも、その需要が、1 ブッシュェル $7\frac{1}{2}$ シリングというまえよりも高い価格水準のもとで、じゅうらいと等量の穀物を欲求するという強い需要に変わったと想定するならば、この場合、市場調整的価格決定にかんする基礎条件、すなわち市場の状態は、もはや、まえの場合とまったく変わったのであって、こんどは、1 ブッシュェル $7\frac{1}{2}$ シリングという価格が新しい水準の市場調整的価格ということになる。したがって、土地所有者のその土地所有の力にもと

づく地代増額の要求は、この新しい価格水準の許す範囲ないで実現するわけである。そして、第12表は、この事態を示すものといえる。

なお、大内氏は、第12表のように市場調整的価格が「限界原理」によって決定される場合の、土地所有の力の介入の問題について、マルクスは「差額地代の名のもとに絶対地代を密輸入した⁹⁾」といて論難されているが、これは、土地所有の力の介入といえ、すぐ、これを絶対地代あるいは独占地代と同一視する氏の誤解である。氏は、わたくしが、すでに別の機会¹⁰⁾に明らかにしたように、絶対地代と独占地代との本質的区別をしらず、両地代の成立を、もっぱら土地所有の独占的力だけにかかわらせておられるが、さらに、氏は、この誤った見地から、土地所有の力の介入による価格水準の引きあげといえ、ただちに、これを絶対地代＝独占地代の場合だと独断されておられるのである。しかし、氏のこの独断的主張は、同時に、氏が、差額地代と絶対地代との区別さえしらないことを表明しているものといわなければならない。第12表の場合、たしかに、そこでは、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の水準は、土地所有の力の介入によって引きあげられている。しかし、この高められた価格水準は、あくまでも、生産価格の水準のものであって、それ以上のものではけってない。すなわち、その価格水準は、明らかに、「生産価格の法則」によって決定されているのである。一方、絶対地代をもたらす価格水準の決定は、周知のように、「生産価格の法則」によるものではなくて、「価値法則」による。ただし、絶対地代は、土地所有の独占的力と資本の低位構成という2条件を基礎として成立するものだからである。したがって、差額地代Ⅱの場合と絶対地代の場合とでは、この両地代をもたらす価格水準の決定にかんする法則はそれぞれ異なるのであって、この点にこそ、ほんらい両地代を区別する基本的差異があるといわなければならない。そして、この差異をもたらす根拠をさらに明確にするならば、それは、結局、それぞれの場合の価格水準が決定されるさいの市場の状態の相違ということである。つまり、絶対地代を生ずる場合は、差額地代Ⅱを生ずる場合にくらべて、需給相互の関係が、供給より需要がヨリ優勢な状態となっているということであろう。しかし、この問題は、いま、おくとして、ともかく、ここで、たしかにことは、絶対地代と差額地代Ⅱの区別について、大内氏が十分な理解をもたれていないということである。だがゆえに、氏は、土地所有の力の介入といえ、すぐ、これを絶対地代の密輸入だと決めつけて、不当にもマルクスを非難される。しかし、非難されるの

は、マルクスではなくて、むしろ氏のほうであろう。

われわれは、これまで、差額地代Ⅱが「平均原理」によって形成される場合の第2表と、これとは反対に、「限界原理」によって形成される場合の第12表について、それぞれの成立条件の差同を明らかにしてきたが、これによってえられた一応の結論は、それぞれの条件さえ与えられれば、両者いずれも成立するということであった。では、つぎに、この2つの「原理」のうち、どちらが、差額地代Ⅱの形成上、一般的といえるかという問題を検討しよう。

この問題にたいするわれわれの見解をあらかじめ結論的に示せば、それは、第2表の場合、すなわち、「限界原理」であるということである。そこで、以下、この結論を詳述する。

差額地代Ⅰはもちろん、Ⅱについても、もともと、供給の増加は需要の増大に、ふだんに、遅れるがゆえに、これらの地代をもたらす市場調整的価格は、各等級地ないし、各投資すべての個別的生産価格の平均として決まらずに、限界地ないし限界投資の個別的(平均)生産価格として決定されるのである¹¹⁾。しかし、このように供給の増加がふだんに遅れるといっても、このことは、けって、差額地代を生ずる市場調整的価格の決定にあたって必然的に前提さるべき需給の均衡という条件を否定するものではない。すなわち、そこでは、供給の増加は、たえず需要の増大に遅れながらも、結局は、需要の水準にたどりついて、需給均衡という前提が形成されるのである。もし、そうでなければ、独占地代は成立しても、差額地代ⅠやⅡは成立しないはずである。

さらに、差額地代ⅠおよびⅡの場合は、独占地代の場合と異なって、需給と価格との相互依存にかんするメカニズムが十分、円滑に保たれている。すなわち、前者の場合においては、価格が変動すれば、需給もこれに応じておのずから変化し、逆に、需給が変化すれば、価格もこれに応じておのずから変動するという資本主義的自由競争下の基本原則が明らかに確保されている。そして、これが明らかに確保されているために、差額地代ⅠおよびⅡをもたらす穀物価格の決定は、つまりは、「価値法則」、ないし、その必然的發展としての「生産価格の法則」によるわけである。

ところで、われわれが、すでに指摘したように、差額地代Ⅱの形成が第2表のように「平均原理」による場合と、これとは反対に、第12表のように「限界原理」による場合とでは、価格の変動に応ずる需給の変化のしかた、ないし、需給の変化に応ずる価格の変動のしかた、

いいかえれば市場の状態にそれぞれ相違があった。すなわち、「限界原理」による場合は、「平均原理」による場合に比べて、需要は相対的に強く、供給は相対的に弱かった。だがゆえに、他の条件を同じだとすれば、前者の場合の市場調整的価格の水準は後者の場合のそれより高く決定されたのである。しかし、まえに述べたように、差額地代の形成にかんして、供給はたえず需要に遅れるにしても、それは、結局は、需要の線にまでのぼりうるものであって、差額地代Ⅱの成立上、とくに、その市場の状態が、需要は相対的に強く、供給は相対的に弱い状態にあると想定すべき根拠はないのである。また、同じことであるが、差額地代Ⅱの成立上、とくに、その決定される市場調整的価格の水準を高いとすべき理由はないのである。そして、その根拠、その理由がないばかりか、資本主義的生産方法の特質が、あえて工業部門のみならず、農業部門においても、相対的過剰生産をふだんに生ずるという事実にあることをかんがみると、供給が需要にくらべて相対的に弱いという市場の状態は、むしろ、ふつうの状態ではなく、逆に、供給が需要にくらべて相対的に強いという市場の状態こそ、かえって、ふつうの状態であると考えられる。したがって、差額地代Ⅱが「限界原理」によって決定される場合の市場の状態は、資本主義的生産の一般的状況からみて、むしろ、異常な状態、すなわち、市場をつうずる生産上の競争は、とくに緩慢な特殊の状態にあるものであり、これに対して、「平均原理」によって決定される場合の市場の状態は、まえの場合にくらべて、通常の状態、すなわち、市場をつうずる生産上の競争は、とくに緩慢でもなければ、激烈でもない一般的状态にあるものといわなければならない。要するに、われわれは、差額地代Ⅱの形成原理として、「平均原理」と「限界原理」の両者をあいともに認めるものであるが、このうち、「平均原理」は通常の状態における一般的原理をなすものであり、これに反して、「限界原理」はむしろ異常な状態における特殊的原理をなすものであると解する。もちろん、こう解しても、われわれは、この両原理を機械的に岐別するものではない。両原理とも、それが市場調整的価格の決定にかんする原理である以上、それはいずれも「生産価格の法則」の貫徹にかかる原理にほかならないからである。

しかるに、大内氏は、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定にかんする原理として、「限界原理」だけを認めて、「平均原理」は認めようとはされない。そして、この理解に立って、「最劣等地にも生ずる差額地代は、いうまでもなく差額地代Ⅱの一種であるが、それは差額地代Ⅱのもっとも発展した、もっとも完成された姿

をしめすもの¹²⁾」といわれるが、これは、氏が、差額地代Ⅱの形成原理として「限界原理」だけを唯一のものとする当然の論理的帰結といえよう。だが、われわれがこれまで明らかにしたように、差額地代Ⅱの形成原理は、大内氏の主張するように、「限界原理」だけが唯一の原理ではなく、むしろ、「限界原理」は「平均原理」の特殊な場合にほかならない。したがって、われわれは、この特殊な場合の「限界原理」のもとにおける「最劣等地にも生ずる差額地代」をもって、大内氏のように、「差額地代Ⅱのもっとも発展した、もっとも完成された姿をしめすもの」ということはできないのである。

くりかえしいえば、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定は、ふつう一般の場合は、「平均原理」によるのであって、「限界原理」によるのは、むしろ特殊な場合である。そして、これが、問題にたいするわれわれの、したがって、また、マルクスおよびエンゲルスの基本的見解であって、しかも、この基本的見解については、マルクスとエンゲルスのあいだになんの矛盾も存在しないのである。しかるに、まえにふれたように、大内氏は「限界原理」によるものを「マルクスの方式」、「平均原理」によるものを「エンゲルスの方式」とよんで両者を機械的に区別し、マルクスとエンゲルスのあいだには、根本的に見解の対立があるものとみられている。だが、われわれがこれまで検討してきたように、問題にかんして、マルクスとエンゲルスとのあいだには、いささかも見解の相違はないのであって、これがあるようにみられる大内氏の主張こそ、むしろ誤りであるといわなければならない。

さて、ここまでくれば、われわれが本節のはじめにとりあげた大内氏提起の疑問——差額地代Ⅱの形成原理が、エンゲルスの見解のように、「平均原理」であるとすれば、『資本論』第3巻第44章のマルクスによって書かれた「最劣等地にも生ずる差額地代」は理解できなくなり、また、これが、マルクスの見解のように、「限界原理」であるとすれば、第43章のエンゲルスによって補足された「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」は理解できなくなるという疑問が、じつは、まったく無意味な疑問であることは、もはや、多言を要せずして明らかであろう。

くりかえし述べたように、大内氏は、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定について、マルクスは「限界原理」をとり、一方、エンゲルスは「平均原理」をとると誤解するだけでなく、さらに、両者を二者択一式に岐別し、結局、正しいのは「マルクスの方式」で、「エンゲ

ルスの方式」は誤りであると独断されている。

そして、氏は、第44章のマルクスによって書かれた「最劣等地にも生ずる差額地代」については、氏自身の排撃する「平均原理」を前提し、その前提のもとで、これが理解できなくなることを主張されている。この主張において、氏がみずから排否する「平均原理」を前提とすることの矛盾は、いま、問わないとして、「最劣等地にも生ずる差額地代」を「平均原理」をもって理解しようとするれば、それは、たしかに、氏の主張するように、理解できないことだといわなければならない。しかし、この「最劣等地にも生ずる差額地代」は、ほんらい、「平均原理」ではなく、「限界原理」によって理解すべき性質のものである。これを「限界原理」によって理解すれば、これは、けっして不合理なものでもなければ、不可思議なものでもないのである。

また、氏は、第43章のエンゲルスによって補足された「差額地代Ⅱ——第3例、生産価格が上騰する場合」について、これを「限界原理」のもとで理解することは困難であると主張されるが、しかし、この「第3例」は、ほんらい、氏のように「限界原理」によって理解すべきものではなく、むしろ、「平均原理」によって理解すべき性質のものである。われわれがすでに明らかにしたように、差額地代Ⅱの形成は、一般に、「平均原理」によるべきであるからである。そして、この「第3例」を正しく、「平均原理」によって理解するならば、これまた、けっして、不合理なものでもなければ、不可思議なものでもないのである。この「第3例」がマルクス自身によって書かれなかったのは、けっして、大内氏のいうような特別な「いみ」があるわけではなく、むしろ、ここに、とくにとりあげるべき問題がなく、また、書くべき時間的余裕がなかったからであろう。

要するに、第43章および第44章にかんして大内氏の提起される疑問は、まったく無意味なものである。そして、氏が、かかる無意味な疑問を提起されるのは、差額地代Ⅱをもたらす市場調整的価格の決定は、いかなる場合にも「限界原理」によるべきだという誤った独断的偏見から、これに適合しない『資本論』におけるマルクスおよびエンゲルスのあらゆる叙述を誤謬として排否せんとされるからである。しかし、正しいのは、むしろ、氏の批判されるマルクスおよびエンゲルスの見解であって、氏の主張でないことは、もはや十分に明白であろう。

註. 1) 大内, 前掲書, p. 96~7.

2) 大内, 前掲書, p. 97~8.

3) 大内, 前掲書, p. 101.

4) 大内, 前掲書, p. 102.

5) われわれは、ここに、マルクスが「最劣等地にも生ずる差額地代」を論じた第44章の最劣等地Aの「追加諸資本の生産力が減少する場合」にかんして、つぎのように述べていることを想起しなければならない。

「生産価格が平均価格に均等化されるか、第2次投資の個別的生産価格……が調整的となるかは、ふたたび、現存する土地Aでの第2次投資の一般化の大小にかかるとであろう。後の場合は、[この調整的価格……高島]で需要がみだされるまでにえられる超過利潤を土地所有者が地代として固定化される時間をえるときにのみ、みられる。」——K. Marx, A. a. O., S. 793, 邦訳前掲, 青木文庫版(12), p. 1051, 岩波文庫版(11), p. 225.

ただし傍点は高島。——

6) マルクスは、絶対地代の場合について、これをもたらす市場価格が生産価格をこえて、どの程度まで価値に近づくかは、「需要に対する供給の状態、および新たに耕作される領域の範囲に依存する」——K. Marx, A. a. O., S. 812, 邦訳前掲, 青木文庫版(13), p. 1075, 岩波文庫版(11), p. 253. ——といい、また、これは、「土地所有に依存するものではなくて、一般的な市場状態に依存する」——K. Marx, A. a. O., S. 813, 邦訳前掲, 青木文庫版(13), p. 1077, 岩波文庫版(12), p. 256——といている。このマルクスの立言は、絶対地代の場合だけでなく、差額地代Ⅱが「土地所有の法則」との関連で問題になる場合にも、そのままてはまる。なお、絶対地代の場合のこのマルクスの立言については、拙稿「絶対地代と独占地代の差異について——価値法則を中心として——」, 「茨城大学農学部学術報告」第10号, 昭和37年10月刊, 所載 p. 117 以下をみよ。

7) わたくしは、旧稿において、需給相互の均衡・不均衡の問題についてつぎのように述べたことがある。

「需給の均衡とは、一般に俗学的見解のように、生産され市場へ供給される商品量が、その価格のいかんを問わず、すべて売りつくされるということではない。すなわち、商品の売れ残りがなければ需給は均衡しているという性質のものではない。需給の相互関係の変

化は価格の変動をもたらすが、同時にまた、価格の変動は需要および供給そのものに変化を与える。したがって、ある価格のもとに供給される商品量が、その同じ価格のもとに需要される商品量とちょうどつり合って、商品の売れ残りを生じないものとしても、それはかならずしも正しい需給の均衡を意味するとは限らない。いま、その価格が価値以上であるとすれば、たとえ、この価格のもとで供給量と需要量とが一致していても、需要は供給より相対的に大きかったのである。したがって、この場合やはり需給は正しく均衡していない。また、反対に、その価格が価値以下であるとすれば、たとえ、この価格のもとで供給量と需要量とが一致していても、上述とは逆に、需要は供給より相対的に小さかったのであって、この場合やはり需給は正しく均衡していない。いずれにしても、商品の供給量と需要量とがちょうどつり合って売れ残りを生じないというだけでは、いまだ正しい需給の均衡とはいえないのであって、問題はさらに、このような供給量と需要量との一致をもたらしている価格がそもそもいかなる価格であるか、つまり、価値と合致する価格であるや否やが、さらに問われねばならない。だがしかし、需要供給という場合、すでに商品の価値の成立は前提されており、また前提されていなければならないのであるがゆえに、われわれのいう正しい意味の需給の均衡は、この前提された価値でもって生産され市場へ供給される商品の総量を、社会の需要がやはりこのすでに定まっている同じ価値でもって、ちょうど過不足なく吸収しうる大きさにある場合をいうのである。」——拙稿『『社会的必要労働時間』にかんする技術説について(Ⅱ)——横山教授の所説に対する疑問——』、「茨城大学農学部学術報告」第7号、昭和34年12月刊、所載 p. 149.——

だが、いま、問題は、この引用文に規定するような需給の正しい均衡のもとで決定される市場調整的価格が、さらに具体的に、いかなる水準のものとして現われるかということであり、また、その水準をきめる条件は何かということである。したがって、われわれは、問題を需給の不均衡のもとで考察するのではない。

8) マルクスは、『資本論』第3巻第44章において、われわれの作成する第12表のように、最劣等の生産性をもつB地の追加投資の個別的生産価格によって市場調整的価格が決定され、これによって最劣等地Aにも差額地代が発生しうることを論じているが、これにたいして、周知のように、エンゲルスは、割注をつけて、「これもまたまったく正確に計算されているとはいえない」とし、別の計算方式を示している。すなわち、エンゲルスは、第12表の数字に照らしていえば、B地についての第1次投資によって生じた12シリングの地代を前提し、それを加算したうえで、B地の2つの資本の平均的生産価格を考え、それが市場調整的価格を規制することによって、最劣地Aにも差額地代を生ずるものとしているのである。——K. Marx. A. a. O., S. 789, 邦訳前掲、青木文庫版(12), p. 1044~5, 岩波文庫版(11), p. 217~8.——

そして、この「最劣等地にも生ずる差額地代」をめぐるマルクスとエンゲルスのあいだの計算方式の相違は、ふるくからの難問であり、これについてはわたくしは稿をあらためて詳しく検討したいと思っている。ここに、一応、私見を結論的に示すならば、わたくしは、問題にかんしエンゲルスの修正を正しいと考えるものである。だが、このようにエンゲルスの修正を正しいとしても、このことは、マルクスの計算方式がまったく誤っていることを意味するものではない。両方式いずれが成立するかは、もっぱら、所与の条件いかんによるものであって、ただ、マルクスの計算方式よりは、むしろ、エンゲルスのそのほうがより一般的に妥当するというにすぎないのである。

したがって、「最劣等地にも生ずる差額地代」の計算方式としては、われわれは、一般に、エンゲルスの修正方式によるのをより妥当とすべきであるが、本稿では、あえてこれによらず、もっぱら、マルクスの計算方式によって論を進めている。これは、差額地代Ⅱにかんする穀価形成の原理についての大内氏の見解と私見との差異を明瞭かつ効果的に対比しようとしたからである。

9) 大内、前掲書、p. 165.

10) 前掲拙稿「絶対地代と独占地代の差異について」。

- 11) 上掲拙稿「絶対地代と独占地代の差異について」, p. 124~5.
 12) 大内, 前掲書, p. 120.

VI. むすび

われわれは、これまで、差額地代Ⅱをもたらず穀価の形成原理にかんする大内氏の所説にたいし、ながながと論評を試みるとともに、この問題についての私見を述べてきたが、さいごに、氏の謬論は、つまりは、マルクスによって批判ずみのリカード地代論の再版にほかならないことをあらためて確認してむすびとしよう。

大内氏が、差額地代Ⅱは、つねに、「限界原理」によって形成されるという誤った主張をされるのは、たとえ、「土地所有の法則」のもとでも、マイナス利潤を生ずるような「馬鹿げた」追加投資は行なわれるはずがないという、これまた正しくない見解が、その直接の論拠になっていることは、われわれのすでにみてきたとおりであるが、さらに、その主張は、氏自身も認めるように、差額地代Ⅱは、ほんらい、いわゆる「収穫逓減の法則」のもとでだけ発生する、つまり、それは、社会の発展にともない土地利用が高度化するとき、土地の生産性が自然必然的に劣悪化する限りで形成されるという理解をその基礎とするものである。したがって、氏が、差額地代Ⅱの本質をこうした基礎のもとで理解される以上、氏の差額地代第2形態論はリカードとまったく同一の見地に立つものといわなければならない。

そして、氏は、差額地代Ⅱをリカードと同じ見地から把握するために、その成立をもっぱら「限界原理」にかかわらせるのであって、氏の「限界原理」説は、リカード地代論にもとづく論理のいわば必然的帰結である。けれど、いわゆる「収穫逓減の法則」のもとでは、最終の投資は、つねに、最劣等の投資となり、また、需要をみたすに必要不可欠な投資となるために、差額地代Ⅱを生ずる穀物価格は、おのずから、最終・最劣等の投資がそれ自身単独に平均利潤を要求するところで決定されるということにならざるをえないからである。

ところで、大内氏のいうように、差額地代Ⅱをもたらず市場調整的価格は、つねに、「限界原理」によって決定されるものであるならば、これを決定するものは、また、つねに、最終・最劣等の投資の個別的生産価格であるわけであって、市場調整的価格はこの個別的生産価格以下にはけっしてさがりえないはずである。

しかし、われわれは、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格の決定において、その市場調整的価格は、大内氏の解されるように、つねに、最劣等の投資の個別的生産価

格によって決定されるものとは限らず、むしろ、決定されるべき市場調整的価格のいわば最高限を画するものにほかならないと理解する。

すでに前稿でも引用しておいたが、マルクスは、この点を、『剰余価値学説史』のなかで、つぎのように述べている。

「もっとも劣悪な生産諸条件のもとに生産されつつも、必要な供給の一部分を提供するところの生産物の個別的価値以上には、市場価値はけっしてつくりだされない、というこの法則を、リカードは、市場価値はこの生産物の価値以下に低落しえない、すなわち、つねにそれによって決定されざるをえないというふうによがめている。」¹⁾

差額地代Ⅱの場合においても、Ⅰの場合と同じように、最劣等の投資は、たしかに、社会の需要する穀物総量を確保するために必要不可欠であると前提されている。しかし、差額地代Ⅱの場合は、Ⅰの場合と異なって、その前提のもとに、最劣等の投資がどのように行なわれるかの条件は、かならずしも、最劣等の投資がそれ自身単独に平均利潤を確保するというに限定されるものではなくて、最劣等の投資を含めた諸投資全体が一体的に平均利潤を獲得するということでもいっこうさしつかえはないはずである。すなわち、その条件のいかんによって、あるいは「限界原理」が支配し、あるいは「平均原理」が支配する。そして、この相違は、すでに述べたように、もっぱら、当面の市場の状態の差異によるのであって、ふつうの市場の状態のもとでは、原則的に「平均原理」が支配するのである。

しかるに、大内氏は、最劣等の投資は需要をみたすに必要不可欠な投資であるという、その理由だけにもとづいて、差額地代Ⅱを生ずる市場調整的価格は、つねに、「限界原理」、すなわち、最劣等の投資の個別的生産価格によって決定されざるをえないものと主張されている。とすれば、氏の主張は、ほんらい、上記引用文にみるマルクスによって批判されたりカードの「よがめられた」見解にほかならない。つまり、氏は、差額地代Ⅱをもたらず市場調整的価格は、最劣等の投資の個別的生産価格以上には、けっして決定されえないという法則を、市場調整的価格は、最劣等の投資の個別的生産価格以下にはさがりえない、すなわち、これによって、つねに決定されざるをえないというように誤解されているのである。

そして、この誤解の、よって生じている根本の原因は、氏が、マルクスの価値理論および地代理論にかんする正しい理解をもたれないために、リカードと同じように、いわゆる「収穫逓減の法則」の非科学的迷信にとりつか

れ、これとの関連でなければ、差額地代 I をはじめ、II についても、その本質を正しく把握できないということにある。

(1965. 10. 6)

註. 1) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, Teil 2, Dietz Verlag, S. 264, 邦訳『剰余価値学説史』、『マルクス・エンゲルス全集』, 改造社版, 第10巻, p. 60. ただし傍点は高島。

Summary

In the present paper the writer intends to make clear the conditions in regard to the determination of the market-value of grains which are produced by the additional capitals that are invested upon the same soil.

Usually, it is said that the market-value of grains of soil products is not determined by the average value of the products in an entire line of production, but by the individual value of the products that are produced on the worst soil under cultivation. However, there are different interpretations in regard that it is determined by the average price of production on the worst soil, or by the marginal one which brings the average profit even upon the additional capital with the worst productivity, and Prof. Ouchi prefers the latter explanation to the former.

The writer's conclusion in this regard is as follows : It depends upon the general state of the market, by which the regulating price of grains is formed, whether it is determined by the average price of production on the worst soil under cultivation, or by the individual one of the additional capital with the worst productivity. In the state of market that the social demand for grains is greater than the social supply of it, the general price of production is regulated by the average price of the production, on the contrary, it is regulated by the individual price of production of the marginal investment in the state of market that the supply of grains is greater than the demand for it. However, in the common case, the regulating price of production is determined by the former price, it is rather the unusual case to be determined by the latter price which is the highest so far as it gives rise to the second form of differential rent on the same soil by the additional investments.